

施 策 評 価

施策評価表

【2008施策：保健医療】

所管部	福祉保健部	所管課	管理課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、健康推進課
-----	-------	-----	------------------------------

1. 施策の体系および内容

施策1	母と子の健康の確保・増進 妊娠・出産・育児を通じて母子の健康を確保し、育児不安の解消や子育ての仲間づくりを支援するための母子保健事業の実施、母子の「こころとからだ」の健康づくり及び子どもの事故防止対策の推進
施策2	健康増進と療養支援の促進 活動的な85歳を目標とした生活習慣病予防と介護予防事業の連携及び障害者自立支援法によるサービス等と連携した、精神・難病患者の理解の促進や療養支援、各種健康診査の受診促進、がん対策の充実
施策3	健康危機管理体制の整備 感染症予防の推進、健康危機管理発生時の体制強化

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
ママとベビーの健康応援プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の拡充 ・子どもの事故防止対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診の公費負担の拡充(2回→14回) ・子どもの事故防止対策の推進 ・事故予防の啓発コーナーを設置 	—	—
若年からの生活習慣病対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防講演会の実施 ・ママの健康診断の実施 ・39歳以下の健康診断の実施 ・生活習慣改善教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防講演会の実施 ・ママの健康診断の実施(受診者221名) ・39歳以下の健康診断の実施(受診者127名) ・生活習慣改善教室の実施 	—	—
中・高齢者のライフステージに合わせた健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査、特定保健指導の実施 ・後期高齢者の健診の実施 ・生活機能評価の推進 	特定健康診査の実施(受診者6,013名) 特定保健指導の実施(利用者107名) 高齢者健康診査の実施(受診者3,617名) 生活機能評価の実施(受診者6,664名)	—	—
感染症予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の強化 ・新型インフルエンザ対策の推進 ・定期予防接種率向上対策の推進 ・エイズ等の予防対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の強化 ・新型インフルエンザ対策の推進 ・定期予防接種率向上対策の推進 ・エイズ等の予防対策の推進 	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 母と子の健康の確保・増進

- ・妊娠中の健康診査について、平成19年度まで2回だった公費負担を平成20年度から14回に拡大した。
- ・妊娠・出産・子育てにおける母親のメンタルヘルスの充実のため、妊娠届時および出産後に簡易版こころのアンケートを行い、結果を新生児等訪問時の対応に生かした。さらに、未訪問の方や育児不安の強い方への支援策として「ママとベビーのはじめて教室」を実施した。
- ・子どもの事故防止対策として、子どもの事故サーベイランス（動向調査）と、1歳6カ月児健診時に保護者を対象に「ひやりはっと調査」を実施し、子どもと子育て中の事故の実態把握を行った。さらに、実際に起こった事例を通じてその原因、防止方法について区民に周知した。また、子ども家庭支援センターでは、情報交流室内に事故予防の啓発コーナーを設置した。
- ・働く保護者のニーズに応えるため、母親学級を平成20年度から土曜日にも実施した。

施策2 健康増進と療養支援の促進

平成19年度から39歳以下の区民を対象にママの健康診断と生活習慣病予防の健診を実施した。

- ・ママの健康診断 受診者 221人
- ・39歳以下の健康診断 受診者 127人

医療制度改革により、平成20年度から40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査が開始された。本区では、これまでの健診水準を維持するために、国で定められた基本項目に区独自の追加項目を加えて実施した。特定健康診査の結果、生活習慣の改善の必要があると判定された方に対し、特定保健指導を実施した。また、特定健康診査の対象とならない国民健康保険転入者及び生活保護受給者に対しても、同様の内容で健康診査・保健指導を実施した。従来の区民健康診査と実施時期、内容等が変更になったため、案内チラシの戸別配布及び特集号の新聞折込、ポスター掲示やホームページ掲載等により、区民の方への周知徹底を図った。65歳以上の方には、健康診査に加えて生活機能評価を行い、要介護になるおそれのある方を介護保険課の介護予防プログラムへつなげた。

- ・特定健康診査 受診者 6,013人
- ・健康診査 受診者 373人
- ・特定保健指導 利用者 107人
- ・保健指導 利用者 11人
- ・高齢者健康診査 受診者 3,617人
- ・生活機能評価 受診者 6,664人

がん検診は、加入している健康保険に関係なく、対象年齢の方に実施した。区民健康診査の一項目であった肺がん等検診が、特定健康診査の項目に含まれないため、がん検診として実施した。

- ・子宮がん検診 受診者 4,038人 16.1%
- ・乳がん検診 受診者 1,469人 9.9%
- ・胃がん検診 受診者 8,473人 12.3%
- ・肺がん等検診 受診者 13,477人 24.2%
- ・大腸がん検診 受診者 12,066人 21.7%
- ・前立腺がん検診 受診者 3,723人 27.0%

在宅難病患者の日常生活の質の向上を図るため、平成20年度から日常生活用具給付事業を実施した。

施策3 健康危機管理体制の整備

- ・新型インフルエンザが発生した場合に迅速かつ的確な対応をとれるよう新型インフルエンザ対策行動計画を策定するとともに、計画に基づき関係機関と連携した発熱外来実地訓練を行った。

（平成21年2月7日実施。参加者数 142人）

4. 施策の体系別評価

施策1 母と子の健康の確保・増進

- ・妊婦健診の公費負担14回への拡大は、安全な出産に向けての健康管理の促進に寄与している。
- ・妊娠時及び出産後における母親のメンタルヘルスに着目した簡易版こころのアンケートの実施と新生児等訪問でのその活用、さらに「ママとベビーのはじめて教室」は、妊娠・育児不安の解消など妊娠中の方と家族が安心して過ごせるための支援策として成果があった。
- ・「子どもの事故サーベイランス」などの調査は、調査結果の分析や、区内で実際に起こった事例を通じてその原因・防止方法を周知することで、より効果的な子どもの事故防止の普及啓発につながり成果があった。
- ・子ども家庭支援センターの事故予防啓発コーナーでは、子どもの事故サーベイランスによる情報のみならず、ドアクッション等の安全グッズや年齢別に多い不慮の事故の解説パネルを展示することで、保護者等の興味関心を十分得ることができ、啓発に効果があった。

施策2 健康増進と療養支援の促進

生活習慣病予防健診は、平成19年度に24人と受診者が少なかったことから、健診名称を39歳以下の健康診断「アンダー40健診」と改名し検査内容の充実を図ったことにより受診者が127名に増加した。

40歳以上の健康診査は、従来と時期・内容が変更になったことで混乱が生じ問合せが相次いたが、周知

徹底を図ったことにより、健診全体では昨年度を超える受診率(34.5%→35.7%)となった。保健指導については、12月から開始したが利用者が少ないため3月に利用勧奨ちらしを個別送付したところ、利用者が増加し、利用率17.2%となった。これらにより区民の疾病の早期発見や生活習慣改善について一定の成果が得られた。また、生活機能評価の結果に基づき、介護保険課と連携することで、介護予防に寄与した。しかし、中央区国民健康保険組合加入者以外の方は、がん検診と健康診査が同時受診できないため、がん検診の受診率が低下した。

精神・難病患者の理解の促進をはかるため、講習会の開催など機会を通じた普及啓発を行った。また、療養支援のため、専門医による相談や各地区を担当する保健師が個別相談・家庭訪問を行うなど、関係機関と連携した活動を実施した。

施策3 健康危機管理体制の整備

- ・ 新型インフルエンザ対策行動計画に基づき地区医師会等の関係団体・機関と連携して実施した発熱外来実地訓練は、今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)の対応において成果を上げることができた。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

施策1 母と子の健康の確保・増進

- ・ 新生児訪問の訪問率の向上や乳幼児健診・予防接種・健康相談の充実を図るほか、身近な地域で安心して出産できる環境を整備する必要がある。
- ・ 子どもの事故予防対策を推進していくため、母子保健や子育て支援事業を担う各部署が子どもの事故サーベイランスの結果等を共有し、連携・協力して一体的に取り組む必要がある。

施策2 健康増進と療養支援の促進

- ・ 生活習慣病予防の強化及びこころの健康づくりの促進を図る。
- ・ 健康診査及びがん検診や保健指導の受診率向上を図るためには、疾病の早期発見の重要性や生活習慣改善の必要性などを各自が自分の健康状態と結びつけて考えるような意識啓発が大切である。また、様々な生活形態の方が受けやすい体制を整える必要がある。
- ・ 療養支援に関しては複雑困難事例が増えるなか、保健師が核となり医療機関・警察等も含めた関係機関とのネットワークのなかで患者や家族、近隣者が安心して生活ができるよう、支援・調整を行っており、一定の効果があつた。

施策3 健康危機管理体制の整備

- ・ 新型インフルエンザ健康危機発生時に迅速かつ的確に対処できるように、新型インフルエンザ対策行動計画に基づき、感染症危機管理ネットワーク会議等を通じて、地区医師会・消防・警察等とのさらなる連携強化が必要である。
- ・ 新型インフルエンザ対策として、関連資器材の備蓄や国や都の動向を踏まえたマニュアル等の整備を進める必要がある。
- ・ 感染症予防を推進するため、国や都の動向を踏まえ、各種ワクチンの予防接種率の向上策を講じる必要がある。

6. 今後の方向性

施策1 母と子の健康の確保・増進

- ・子どもの成長を確認し、病気の予防や早期発見、育児不安を解消するために、新生児の訪問率や麻疹などの予防接種の接種率の向上を目指すとともに、健康相談などのよりきめ細かな情報の提供、内容の充実を図る。
- ・身近な地域で安心して出産できる産科施設の開設支援を行う。
- ・子どもの事故予防対策の推進については、保健所や子ども家庭支援センターなどを中心に連携を強化するとともに、サーベイランス事業の情報をさまざまな講座の中でPRするなど、さらに有効に活用しながら区民への啓発を行っていく。

施策2 健康増進と療養支援の促進

- ・生活習慣を健康的なものに改善できるよう、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、こころの病に関する正確な知識やストレスの解消法の普及啓発、専門家による相談体制づくりを推進する。
- ・健康診査の受診券に同封する案内をわかりやすいものにしたたり、イベントで受診勧奨グッズを配布するなど、新制度に対する区民への更なる周知徹底を図り、受診率向上を目指す。
- ・特定保健指導の目的や必要性などの啓発を行うとともに、対象者へ郵便や電話等による受診勧奨を行い、利用率向上を目指す。
- ・医療機関や保健指導事業者に働きかけ、土日や夜間に受診・利用できる体制を整える。
- ・がん対策の充実では、平成21年7月の厚労省による「がん検診50%推進本部」の設置、子宮頸がんと乳がんの無料受診クーポン券配布などによる受診率向上に向けた国の施策と連動し、がん検診の受診率向上を目指す。

施策3 健康危機管理体制の整備

- ・新型インフルエンザ対策として、区民や施設管理者等が正しい知識を持ち適切な予防行動をとれるよう、区民等への普及啓発を充実していく。また、対策に要する資器材を計画的に備蓄していく。
- ・新型インフルエンザ等の感染症にかかる重大な健康危機発生時においては、防災危機管理室をはじめとする庁内関係部署と連携のもと、全庁を挙げて対策に取り組む。また、区内医療機関等と連携して的確に対処すべく、感染症に関する情報を迅速に共有するための「健康危機管理情報ネットワークシステム」を構築・運営する。(平成21年11月末 システム構築予定)
- ・新型インフルエンザ対策の一環として、高齢者の重症化防止対策として、肺炎球菌ワクチン予防接種の半額助成、75歳以上の高齢者季節性インフルエンザ予防接種の全額助成、更に、新型インフルエンザワクチンについても優先接種対象者の全額助成を平成21年度より開始する。
- ・今後、強毒性の新型インフルエンザの発生なども想定し、医療体制の充実や教育機関・社会福祉施設等における研修会、中小企業のBCP作成の支援などを行うとともに、区内関係機関の連携を強化し、発生時の対応を強化する。

施策評価表

【2008施策：障害者福祉】

所管部	福祉保健部	所管課	障害者福祉課
-----	-------	-----	--------

1. 施策の体系および内容

施策1	地域生活支援サービスの充実 生活全般に及ぶサービスを調整するケアマネジメント体制の整備、相談支援の充実 訪問系サービス・日中活動サービス及び居住支援サービスなど、障害の種類にかかわらず共通して受けられる総合的なサービスの充実
施策2	社会的自立と社会参加の推進 知的障害者グループホームの充実や民間グループホームへの助成など、誰もが安心して生活できるまちづくりの推進 就労支援の促進・強化など社会参加のための継続的支援
施策3	地域の理解と交流の推進 福祉教育の充実や地域社会との交流、ボランティア活動の促進など、地域ぐるみの福祉の推進

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
障害者グループホーム・ケアホームの整備	・障害者グループホーム・ ケアホームの整備 運営定員 6人 グループホーム 3人 ケアホーム 3人	・知的障害者グループホームの運営 運営定員6人	—	—
民間障害者グループホーム・ケアホームへの支援	・知的障害者グループホーム・ケアホームへの支援 2事業所 定員15人 ・精神障害者グループホームへの支援 1事業所 定員 6人	・知的障害者グループホーム・ケアホームに運営費補助金の交付 1事業所 定員7人 ・精神障害者グループホームへ運営費補助金の交付 1事業所 定員5人 ・平成21年度開設予定の(仮称)福祉支援用施設の整備のため、旧区営アパート改修工事設計委託の実施	—	—
障害者就労支援センターの充実	区内の障害者を対象に就労面と生活面の支援機能の充実	障害者を対象に就労面と生活面の支援。 一般就労 12人 就労支援 延1,379件 生活支援 延 606件	—	—
精神障害者自立支援活動拠点への支援	精神障害者自立支援活動拠点への支援	精神障害者就労継続支援B型施設に運営費補助金を交付。 1事業所	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 地域生活支援サービスの充実

障害者に対する各種サービスの情報として「障害者のための窓口案内」を作成し配布した。
区内精神障害者共同作業所を法内就労継続支援B型施設に移行し、精神保健休日電話相談を週1回から2回に拡大するとともに、土・日もコミュニティ活動の場として精神障害者に開放した。

施策2 社会的自立と社会参加の推進

グループホーム等については、高地価のため民間事業者の参入が困難な現状を解消するため、区保有資源の有効活用を図り、旧区営アパートを改修しグループホームを整備して民間事業者の参入を誘致することとした。

施策3 地域の理解と交流の推進

ボランティアの協力により障害のある人が地域主催の「お祭り」、「もちつき大会」、区主催の「健康福祉まつり」、「東京湾大華火祭」等に積極的に参加し地域との交流を図った。

4. 施策の体系別評価

施策1 地域生活支援サービスの充実

精神保健休日電話相談の拡大により、障害者の生活状況に対応した相談が可能となった。また、精神障害者就労継続支援B型施設を土・日にコミュニティ活動の場として開放し、日中の居場所確保が図れ、支援サービスがより向上した。

施策2 社会的自立と社会参加の推進

平成21年度に知的障害者グループホーム1カ所の整備に着手し、障害者の社会的自立支援の基盤整備を進めることができた。

着実な就労支援を行うため、職員のジョブコーチ資格の取得者を増やすことにより、職員のスキルアップと組織体制の強化が図れた。

施策3 地域の理解と交流の推進

地域主催の行事・区主催のイベントや「喫茶アラジン」を通じ地域との交流により、地域理解が促進された。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

施策1 地域生活支援サービスの充実

- ・精神障害者へのサービス提供にあっては、生活実態や要望の把握に努める必要がある。
- ・既存サービスの質の向上に努め、より利用しやすいサービスの提供に努める必要がある。

施策2 社会的自立と社会参加の推進

- ・知的障害者に比べ遅れている精神障害者グループホームの整備に向けた一層の取組が必要である。
- ・障害者の就労促進に向け、更なるジョブコーチ等の人材育成が急務である。
- ・民間活力の活用による、より広範で柔軟な社会参加の実現が必要である。
- ・障害者の工賃増額や製品の販路拡大に向けた各種訓練の充実や工夫を図る必要がある。

施策3 地域の理解と交流の推進

- ・児童・生徒、地域住民や企業における障害者理解の促進を効果的に進める必要がある。
- ・区民参加の大きなイベントとなった「健康福祉まつり」において「障害者福祉」の原点を強調していく必要がある。

6. 今後の方向性

施策1 地域生活支援サービスの充実

- ・精神障害者へのサービス提供にあっては、円滑かつ効果的な業務の連携を図り、区の関係機関で障害者の個人データを共有し、幼児期～学齢期～成人に至る一貫した相談支援体制を構築する。また、障害者やサービス提供事業者の声をフィードバックした事業の運営に努める。
- ・精神障害者の地域移行促進では、医療機関や保健所等とのネットワークを構築しながら対応を進める。

施策2 社会的自立と社会参加の推進

- ・施設整備については、区施設・用地等の情報収集に努めるとともに計画段階から障害者福祉への配慮を求めていく。
- ・就労支援に関わる関係機関のネットワークを進展させていく。
- ・障害者の就労先や仕事の確保のため、ジョブコーチの資格取得を促進し人材育成を図るなど、就労支援体制の強化に努める。
- ・地域や周辺企業に障害者作業所の利点をPRし、作業所間の連携を図るなど、協力体制を構築する。

施策3 地域の理解と交流の推進

- ・学校・教育委員会との連携を深めるとともに、各種イベントでの広報・啓発活動を強めていく。
- ・「健康福祉まつり」の原点を再認識し、より一層の障害福祉への理解を求められる内容とするため検討を進める。

施策評価表

【2008施策：高齢者福祉】

所管部	福祉保健部	所管課	高齢者福祉課、介護保険課
-----	-------	-----	--------------

1. 施策の体系および内容

施策1	健康づくりと介護予防の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の生活習慣病予防対策と地域支援事業を推進、効率的に必要な量に見合う介護予防プログラムを提供 ・一貫性・連続性のある介護予防ケアマネジメント体制を整備し、介護予防プログラム・介護予防サービスの利用を促進
施策2	生きがい社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・「70歳就労社会の実現」に向けた高齢者の就労機会の拡充 ・高齢者を雇用した企業等に対する奨励金や顕彰制度を活用した雇用の確保 ・豊かな知識や経験を持つ高齢者が地域活動等の担い手として活躍できる場と機会の充実 ・高齢者クラブの社会貢献活動促進や自主活動グループに対する活動・運営支援 ・敬老館を「生きがい活動拠点」と位置づけ、開館時間の延長や自主事業を充実
施策3	生活支援施策の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者・認知症高齢者に対し、食事サービス、入院時ヘルパー派遣などの出張サービスを実施 ・おとしより相談センターを核とした見守り体制の構築 ・ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対応したサービス提供の基盤整備
施策4	介護サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、各種介護予防事業を実施 ・介護サービスの質の向上のための取り組みとして、サービスの質の向上のための講演会を開催するとともに、介護相談員の活動を充実 ・認知症高齢者グループホームなど地域密着型サービスを整備し、認知症高齢者に対するケア体制を確立

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の普及・啓発 ・筋力アップ教室や介護予防サロン「はつらつ」などの介護予防教室の実施 ・介護予防ケアマネジメントの実施 ・介護予防グループの育成・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・筋力アップ教室 2コース 参加実人数 16人 ・介護予防サロン「はつらつ」 延144回 参加延人数 328人 	—	—
就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区シルバー人材センターの育成・充実 ・無料職業相談所の運営支援の充実 ・高齢者雇用促進支援事業の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者就労相談窓口の設置 ・職業紹介業務および対象年齢の拡大 ・高年齢者雇用促進奨励金制度の創設・実施 	—	—
社会参加の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・元気高齢者人材バンクの開設・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・元気高齢者人材バンクの開設・運営 	—	—
高齢者クラブ等の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者育成講座の開催 開催 40回 ・アドバイザーの派遣 派遣 100回 ・自主的活動グループに対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者育成講座 開催2回(4日間) ・アドバイザー相談 26回 ・自主的活動グループ 1団体設立 	—	—

生きがい活動拠点の整備	・生きがい講座の開催 開催 130回 ・生きがい活動拠点の整備 改築 2館	・平成21年度計画化に 向けた検討	—	—
ひとり暮らし高齢者等への支援	・地域見守り事業の支援	・あんしん協力員会 4団体	—	—
介護サービスの質の向上のための仕組みづくり	・介護保険サービス事業者連絡 協議会運営の支援 ・介護相談員の派遣	・介護サービス事業者連 絡協議会運営の支援 ・介護相談員の派遣	—	—
認知症高齢者グループホームの整備	・認知症高齢者グループホームの整備 2カ所	・基本設計・実施設計	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 健康づくりと介護予防の推進

- ・介護予防の普及・啓発

介護予防のパンフレット「自分でできる転倒予防体操」を作成した。また、おとしより相談センター職員が高齢者クラブや町会・自治会の集会に出向き「出前介護予防講座」を開催した。

実施回数 19回 参加延人数 401人

- ・介護予防教室の実施

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者(特定高齢者)に対し、地域支援事業としてリスクに応じた各種介護予防事業を実施した。

①筋力アップ教室 2コース 参加実人数 16人

②介護予防サロン「はつらつ」 実施回数 144回 参加延人数 328人

- ・訪問型介護予防事業の実施

閉じこもり傾向のある特定高齢者に対し、保健師が居宅を訪問して生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、特定高齢者に必要な相談・指導等を行うことで介護予防事業への参加を促す訪問型介護予防事業を実施した。 訪問延回数 48回 利用者数 13人

- ・さわやか健康教室の実施

一般高齢者が健康であり続けるために、身体機能を維持・向上させる「さわやか健康教室」を開催した。平成20年度は利用者の拡大を図るため、浜町高齢者トレーニングルームでの開催に加え、中央区保健所健康増進室、ケアプラザあいおいにおいても開催した。

本科コース 年12コース 参加実人数 99人

フォローコース 年11コース 参加実人数 88人

施策2 生きがい社会参加の促進

- ・就労支援の推進

中央区シルバー人材センターにおける高齢者の就業相談体制を強化するため、11月から就業相談員を配置し、未就業者に重点を置いて電話等での相談を実施した。また、会員の増強活動を行うとともに、就業機会を広く会員に提供するため、官公庁、民間事業所などに対し、シルバー事業のPRを積極的に行った。

中央区シルバー人材センターと無料職業紹介所シルバーワーク中央の連携の下、高齢者就労のワンストップサービスとして高年齢者就業総合相談窓口を設置した。また、シルバーワーク中央の運営主体をシルバー人材センターから中央区社会福祉協議会に変更し、職業紹介の業務範囲を「週20時間以内の臨時・短期・軽易な業務」から「週40時間の正規雇用」まで扱えるよう変更するとともに、紹介対象者の対象年齢を60歳以上から55歳以上に拡大した。(10月1日変更)

新規求職者数 287人

就職者数 103人

また、各種就労機関と連携した就労支援サイトを立ち上げ、求人情報など就労に関する情報提供・情報発信体制を充実した。さらに再就職を希望する高年齢者に対し、求職活動のノウハウ等を指導する再就職支援セミナーを3回実施した。

- ・高齢者雇用促進支援事業の充実

働く意欲のある高齢者の方々が年齢にとらわれず、培った知識や経験を生かして、いつまでも働ける就労環境の向上を図るため、独立行政法人「高齢・障害者雇用支援機構」が行う「定年引上げ等奨励金」の支給対象となった区内企業に対し、奨励金を交付する制度を創設した。(4月1日から実施)

交付件数 17件

- ・社会参加の仕組みづくり
シニア世代の知識や経験、資格、趣味、特技などを生かしたボランティアなどの地域活動、社会貢献活動を支援するため、得意分野や活動したい分野を登録する「元気高齢者人材バンク」を10月1日に開設し、登録者と人材を必要とする団体等からの派遣依頼のコーディネートを行った。
ボランティアコーディネート件数 18件
ボランティア参加延人数 142人
- ・高齢者クラブ等の活性化
指導的役割を担う会員を育成する指導者育成講座を2回（4日間）開催した。
参加延人数164人
活動状況や課題等に対し、的確なアドバイスを行うアドバイザー相談を5日間開催した。
参加者 26クラブ60人
シニアセンターで実施した健康吹矢講座修了者による自主活動グループの設立に際し、立ち上げを支援した。
- ・生きがい活動拠点の整備
生きがい講座については、そのあり方とともに平成21年度からの事業化に向けた検討を行った。

施策3 生活支援施策の展開

- ・高齢者食事サービスの拡大
調理が困難な70歳以上のひとり暮らし・高齢者世帯・日中独居の方を対象としている食事サービスを、65歳以上の要介護認定者（要支援1～要介護5）にも対象を拡大した。
食事サービス配食数 延45,314食
- ・ひとり暮らし高齢者等への支援
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、地域でのふれあいや支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、声かけや見守り活動を行う地域団体として4団体を登録し、活動費の一部を助成する事業をモデル事業として実施した。
見守り対象者 115人
あんしん協力員 47人

施策4 介護サービスの充実

- ・介護サービスの質の向上のための仕組みづくり
介護保険サービス事業者連絡協議会支援の一環として、サービスの質の向上のための講演会を開催するとともに、介護相談員の派遣先の拡大を図った。
講演会 実施回数 1回 参加人数 89人
介護相談員派遣 平成19年度：227回 平成20年度：245回
- ・認知症高齢者グループホームの整備
「第三次中央区保健医療福祉計画」において施設の整備計画を策定した。その一環として、人形町認知症高齢者グループホーム（仮称）について、平成22年度開設に向けた準備を行った。
- ・小規模特別養護老人ホームの整備
「第三次中央区保健医療福祉計画」において定員29人以下の小規模特別養護老人ホームの整備計画を策定した。

4. 施策の体系別評価

施策1 健康づくりと介護予防の推進

生活機能評価（特定高齢者の抽出）を行ったところ1,506名に生活機能の低下が見られた。抽出された特定高齢者に対し、介護予防教室の案内を行ったところ、参加者は筋力アップ教室が16名、介護予防サロン「はつらつ」が93名にとどまり低調であった。しかし、事業参加者においては、介護予防活動の重要性が認識され、活動を継続する習慣が身についたなどの成果があがるとともに、自主グループの参加につながった。

施策2 生きがい社会参加の促進

シルバー人材センターにおける受託事業にかかる就業実人員は、就業機会の開拓などにより296人（19年度279人）と増加した。また、会員数についても440人（19年度414人）と増加し、成果がみられたが、経済状況の落ち込みも影響し、契約金額については、約1億5,900万円（19年度約1億6,160万円）と若干の落ち込みとなった。なお、会員数に対する就業実人員の割合である年間就業率は67.3%であり、平成19年度の東京都平均76.6%より低い値となった。

シルバーワーク中央における職業紹介の業務範囲拡大と対象年齢の拡大により、新規求職者数が287人(19年度117人)と大幅に増加し、成果がみられたが、経済状況の落ち込みも影響し、就職者数は103人(19年度133人)と減少した。ただし、平成20年度における就職者数は、変更前(4月から9月)の49人に対し、変更後(10月から3月)は54人であり、一定の水準を確保した。

高齢者就業総合窓口の設置により、就労関係の相談を一本化し、高齢者の希望する就労形態に合わせた職業紹介等を行うことが可能になるとともに、就労支援サイト(シルバーワーク中央ホームページ)を立ち上げ、就労関係の情報提供を充実するなどの成果があがった。

高齢者雇用促進奨励金の交付件数は17件で、当初想定した件数10件を上回るなど高齢者就労の環境整備に一定の成果をあげることができた。

元気高齢者人材バンクの運営開始に伴い、ボランティアのコーディネート件数が18件、参加延人数は142人となり、開始初年度ではあったが、高齢者の経験や特技を生かした活動支援に大きな成果があった。

高齢者クラブの会長等役員を対象としたアドバイザー相談を実施し、各クラブの活動状況や問題点に対するアドバイスをを行ったことで、クラブの活性化に向けた問題意識を持ってもらうことができた。

しかし、クラブ活動に対する情報不足やクラブ内における人間関係、また「高齢者クラブ」という名称への抵抗もあり、クラブの会員数については対前年度比で微増にとどまった。なお、指導者育成講座を実施したことにより、次世代の指導的役割を担う会員を育成するための取り組みを促すことができた。

生きがい講座は、平成20年度においては実施することができなかったが、21年度計画化に向けた検討を行った。

施策3 生活支援施策の展開

介護者への支援として、高齢者食事サービスの対象者を65歳以上の要介護認定者(要支援1～要介護5)に拡大したことにより、在宅サービスの充実が図られた。また、ひとり暮らし高齢者等の栄養管理と安否確認の充実が図られた。

地域見守り活動団体による、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動は、年間延3,992回行われ、見守り対象者ひとりあたりでは一月あたり3回程度行われた。なお、事業開始年度である平成20年度においては、見守り活動団体が4団体となった10月の見守り延件数は約400件であったが、翌年3月は約500件と拡大しており、ひとり暮らし高齢者等に対する支援の充実が図られた。なお、見守り対象者の異変等により、あんしん協力員がおとしより相談センターへ連絡した件数は5件であった。

施策4 介護サービスの充実

介護サービス事業者連絡協議会の支援の一環として、講演会を開催するとともに、提供サービスごとの連絡会開催や研修会の支援、区からの情報提供などを行うことで、情報の共有化や事業者間の連携が図られ、事業所従事者の知識習得の成果も上がった。また介護相談員の派遣先の拡大により、介護施設等でのサービスの質の向上が図られた。

5. 施策の課題(評価結果を受けた課題整理)

施策1 健康づくりと介護予防の推進

- ・介護予防の効果についての関心を高めることが求められている。
- ・生活機能の維持向上のために必要な運動・知識等を特定高齢者に習得してもらうため、筋力アップ教室や介護予防サロン「はつらつ」の内容を充実させるとともに、開催回数の増加や通年開催など参加しやすい環境を整えることが求められている。
- ・介護予防事業参加により向上した生活機能の維持を図るため、介護予防の自主グループを育成・支援することが求められている。
- ・さわやか健康教室については、教室への参加者を拡大するため、運動の効果や健康づくりについて積極的にPRしていくことが求められている。また、教室参加後の受講者に対しては、教室を終了した後も運動を自主的に継続できるような仕組みを整備し、より一層の健康づくりを推進していくことが求められている。

施策2 生きがい社会参加の促進

- ・中央区シルバー人材センターについては、19年度から20年度にかけて民間からの受託が2割近く減少したことから、今後は就業専門員を活用し、民間企業からの受託増加を図っていく必要がある。また、会員に対し幅広く就業の機会を設け、年間就業率の向上を図っていく必要がある。
- ・就労支援の推進では、シルバーワーク中央において、求人開拓を一層強化することにより、新規求職者を就労につなげていくことが必要である。
- ・高齢者雇用促進奨励金については、想定を上回る交付件数となったが、「70歳就労社会」の実現に向けた取り組みをさらに推進していくため、より一層制度の周知を行っていくとともに、効果的な奨励金の仕組みづくりが求められている。

- ・元気高齢者人材バンクについては、高齢者の特技や技能、知識を生かせるボランティア登録数の増加とボランティア活動の場を確保していくため、広報体制の強化が求められている。また、元気高齢者人材バンクを運営している「粋！いき江戸っ子くらぶ」については、登録ボランティアを活用したセミナー、趣味講座など自主事業の展開等、事務局機能の強化が求められている。
- ・高齢者クラブについては、会員数の伸び悩み、会員の高齢化やリーダーの後継者不足が課題となっている。今後は、社会貢献活動や健康づくりなど、地域との交流事業を活性化させることで、魅力あるクラブづくりが求められている。
- ・生きがい活動拠点の整備では、敬老館の利用者は減少傾向にあり、高齢化も進んでいる。また利用者の7割が入浴サービスの利用を目的としている。このことから、敬老館の活性化を図るため、高齢者の生きがいや社会参加活動の活動拠点としての環境づくりや多世代交流、団塊の世代の活動の場としての利用促進が求められている。

施策3 生活支援施策の展開

- ・高齢者食事サービスについては、平成20年度から開始した65歳以上の要介護認定者の利用が、ホームヘルパーの利用や同居している親族がいるなどの理由により少ないものの、対象者の食生活の安定と安否確認のため、利用者の拡大を図っていく必要がある。
- ・地域におけるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者は、今後ますます増加することが予想される。このため、これら見守り対象者を地域見守り団体自らが把握していくとともに、おとしより相談センターや民生委員等とより緊密に連携した活動を行っていくことが求められている。また、地域見守り団体の団体数をさらに拡大し、区全域をくまなく見まわせる見守りネットワークづくりの構築が求められている。

施策4 介護サービスの充実

- ・介護サービスの充実を図るため、不足する介護保険サービス事業所等における人材確保や従事職員の質の向上に努めるとともに、介護相談員の派遣先の拡大と介護相談員の介護保険に関する知識のさらなる向上を図る必要がある。また、認知症高齢者がますます増加することから、その早期発見と地域全体で認知症高齢者を支える体制づくりを早急に構築する必要がある。さらに、医療的ケアを必要とする要介護高齢者の在宅療養支援のための体制づくりに向けた取り組みも必要となっている。
- ・認知症高齢者グループホームについては、日常生活圏域ごとの整備が求められている。
- ・小規模特別養護老人ホームについては、依然として特別養護老人ホームの入所待機者が多いことから、日常生活圏域ごとの整備が求められている。

6. 今後の方向性

施策1 健康づくりと介護予防の推進

- ・介護予防をプラスイメージとして定着させる介護予防パンフレットを作成し、普及・啓発を図っていく。
- ・生活機能の維持向上のために必要な運動・知識等を習得する筋力アップ教室を現在の2コースから平成22年度に3コースへと拡大する。また、介護予防サロン「はつらつ」に関しては、町会・高齢者クラブなどに出張して介護予防の普及を目指す「出前はつらつ」を実施するなど充実を図り、参加者の拡大を目指す。
- ・さわやか健康教室については、運動の効果に関するPRをあらゆる機会をとらえて行っていくことで、健康づくりについての意識啓発を図り、参加者の拡大を目指す。また、参加後の受講者の自主的な健康づくりを推進するため、区で実施している高齢者向けスポーツ事業やサークルの紹介を積極的に行い、受講者の参加につなげていくとともに、健康づくりのための自主グループが結成できるよう支援策を検討する。

施策2 生きがい社会参加の促進

- ・平成21年度にはシルバー人材センターで就業専門員を2人配置し、会社訪問や求人情報と会員のコーディネートを行うとともに、広報活動を積極的に行って会員増強と受託事業の増加を図った。今後も、就業率向上のため、会員への就業情報の充実や会員のスキルアップが図られるよう支援を行っていく。さらに、シルバーワーク中央においても、相談員を2人から3人に増員して就業相談や求人の開拓を強化したところである。今後も、求職者の就労に結びつけることができるよう、シルバー人材センター、ハローワーク、(財)東京しごと財団等就労関係機関と連携した合同面接会の開催や情報提供の充実など、就労支援体制の構築が図られるよう支援を行っていく。
- ・区の事業に係る請負業務について、シルバー人材センターやシルバーワーク中央に積極的に情報提供するなど、区との連携による就労機会の拡充を図っていく。
- ・平成21年度新たに65歳以上の区民を雇用する事業主に対し、「高齢者雇用企業奨励金」を設けたが、より一層高齢者雇用を促進していくため、雇用年齢や補助要件の緩和などの検討を行う。また、ハローワークやシルバーワーク中央等の就労関係機関を通じ、奨励金の制度周知を積極的に行っていく。
- ・高齢者が有する豊かな経験や知識を地域の中で生かせるよう「元気高齢者人材バンク」を活用し、ボランティア

アを希望する高齢者とそれを必要とする区民、事業者等とのコーディネートをさらに推進していく。そのため、登録者の増加や活動の場の確保に向けたPRをさまざまな機会を捉えて積極的に行っていく。また、高齢者向けのイベントを高齢者自ら企画、運営できるよう積極的に支援していく。

- ・高齢者クラブへ多くの方が参加しやすく、魅力あるクラブとするため、役員等リーダーや後継者を育成する指導者育成講座のさらなる充実に努めていく。また、高齢者クラブが友愛活動や地域見守り活動、地域のボランティア活動等、社会貢献活動の取り組みを進めていくための支援を行っていく。
- ・敬老館については、指定管理者制度の導入など運営形態の見直しを図りながら、これまでの憩いの場に加え、社会参加活動のための情報発信等の機能を付加するとともに、団塊の世代を視野に入れた幅広い利用を促進し、高齢者の拠点として、地域特性に配慮した特色ある施設づくりを行っていく。

施策3 生活支援施策の展開

- ・高齢者食事サービスについては、平成21年度において新たに日曜日の配食を実施するとともに、1人あたりの配食回数の上限を週6回から7回に拡大した。65歳以上の要介護認定者については、引き続き介護事業所等への制度周知を行うことで、利用を促進していく。また、ひとり暮らし高齢者等が安心した生活を送れるよう、食事の提供による栄養管理と配食時における安否確認体制のさらなる充実に努めていく。
- ・おとしより相談センターや民生委員、町会・自治会などの各種会合において、地域見守り活動について積極的に働きかけを行い、見守り活動団体の拡大を図っていくとともに、ひとり暮らし高齢者実態調査等を活用して対象者の把握に努めていく。また、認知症サポーター、認知症サポート医や新聞販売店等の事業者とも連携して、区全域をカバーする見守り体制の構築に努めていくとともに、24時間365日体制で電話相談や窓口案内を行う「あんしんコール事業」の構築を図っていく。

施策4 介護サービスの充実

- ・介護サービスを充実するため、介護保険に関する研修のさらなる充実に努めるとともに、介護サービス事業者自らが質の向上を図るための研修や、その自主的活動を支援する。また、介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかを検証し、介護職員処遇改善交付金の状況などを見きわめながら、介護保険サービス事業者等における人材の確保支援策を検討するとともに、利用者の目線から施設を点検する介護相談員の派遣先のさらなる拡大を図ることで、介護施設の質の向上に努めていく。また、医療機関、薬局、ケアマネジャー、介護サービス事業者などが連携し、在宅療養支援のための体制づくりに向けた協議を行う場として、在宅療養支援協議会を設置し、医療的ケアを必要とする要介護高齢者が可能な限り在宅での生活を継続できるよう、支援体制の構築を図っていく。
- ・認知症高齢者グループホームについては、「第三次中央区保健医療福祉計画」に基づき、人形町に整備するとともに、日常生活圏域ごとの整備に努めていく。
- ・小規模特別養護老人ホームについては、「第三次中央区保健医療福祉計画」に基づき、日本橋地域での検討を進めるとともに、日常生活圏域ごとの整備に努めていく。

施策評価表

【2008施策：生活保護・援護】

所管部	福祉保健部	所管課	生活支援課
-----	-------	-----	-------

1. 施策の体系および内容

施策1 生活の安定	大都市の特性を考慮した保護基準や自立支援のあり方等を国に要請、各種法外援護事業を推進、応急小口資金貸付けの見直し等
施策2 自立の促進	被保護者の自立に向けた「生活保護受給者等就労支援事業」等への参加促進、個々の状況に応じた自立支援プログラムの整備
施策3 ホームレス対策	国や都と連携した総合的な支援への取組み、都区共同「路上生活者対策事業」の積極的活用

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
		—	—	—
		—	—	—
		—	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 生活の安定			
【法内援護】	・生業扶助(高校就学費)支給	6人	
【法外援護】	・入浴券の交付	128人	
	・夏期及び歳末見舞金の支給	803人	
	・夏季健全育成費の支給	18人	
	・学童服、運動衣の支給	29人	
	・自立援助金の支給	2人	
	・修学旅行支度金の支給	3人	
【その他】	・応急小口資金貸付け	58件	
施策2 自立の促進			
	・生活保護受給者等就労支援事業	支援対象者 0名	就労 0名
	・就労相談支援事業	支援対象者 43名	就労 15名
施策3 ホームレス対策			
	・緊急一時保護センター利用者数	66名	
	・自立支援センター利用者数	28名	
	・巡回相談事業対象人数	1,393名(目視・声かけ・相談・同行)	

4. 施策の体系別評価

施策1 生活の安定

平成20年秋以降、急速に悪化している経済・雇用情勢を背景に、平成21年3月1日現在の本区における被保護世帯数は716世帯、被保護人員は812人と過去最高値を更新した。被保護世帯数が増加していることから、法外援護事業の実績も全体として増加傾向にあり、経済的弱者の生活の安定に寄与した。

施策2 自立の促進

就労相談支援事業においては、就労阻害要因が比較的少なく稼働年齢にある者や就労希望の高齢者等を対象としているが、保護開始後、特に早い時期に本事業を活用した支援を行うことにより支援対象者の約35%が就労に結びついた。生活保護受給者等就労支援事業では、対象者の多くに就労阻害要因があることなどから支援開始までには至っていない。

施策3 ホームレス対策

東京都の路上生活者概数調査によれば、23区のホームレス数は平成12年2月には5,521人であったが、都区共同で取り組んできた「自立支援システム」や「地域生活移行支援事業」等の成果により、平成20年1月には2,611人に減少している。さらに、平成21年1月のホームレス数は「自立支援システム」等の実施により2,341人に減少した。一方、区内のホームレス数は150人から200人前後で推移していたところ、平成21年1月には121人となり、来所者数も平成17年度では2万人前後で推移していたが、平成18年度以降は1万5千人台に減少し、一定の成果を得た。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・被保護世帯の世帯主に高齢や傷病、障害など就労阻害要因がある世帯が平成21年1月1日現在、91.7%に達しており、就労自立を目指すプログラムに加え、被保護者の状況を十分に把握した上で、日常生活自立や社会生活自立を目指すプログラムを幅広く用意することが求められている。
- ・本区は、大都市の特性から150人から200人前後のホームレスが起居しており、生活保護の開始ケースの大半を占めることから、適正に生活保護を実施する一方、今後も都区共同の路上生活者対策事業を活用し、その自立を一層促進していく必要がある。

6. 今後の方向性

- ・引き続き、被保護者に対する自立支援プログラム参加への働きかけを強化するとともに、地区担当員の積極的な参画を得て、就労をはじめ日常生活自立や社会生活自立など阻害要因に応じ被保護者の自立助長を目指す新たな「個別支援プログラム」の整備を推進する。
- ・都区共同の路上生活者対策事業については、より効率的・効果的に推進するため、現行システムを抜本的に見直し再構築を行い、緊急一時保護センターと自立支援センターを統合した新型自立支援施設を設置し、加えて借り上げ型の「自立支援住宅」を配置し、一貫した継続的支援を実施していく。更に「巡回相談センター」等の活用を一層図り、ホームレスの自立を支援する。

施策評価表

【2008施策：生活衛生】

所管部	福祉保健部、区民部	所管課	生活衛生課、地域振興課
------------	-----------	------------	-------------

1. 施策の体系および内容

施策1	環境衛生の向上 環境衛生関係施設の監視指導、特定建築物の検査指導、小規模給水施設の衛生指導と水質検査、ねずみ・衛生害虫の防除と相談、公衆浴場の整備
施策2	食品衛生の向上 食品衛生関係施設に対する監視指導、食品衛生に関する正しい知識の普及・啓発と意見交換、営業者による自主衛生管理の推進、有害食品・違反食品の排除と公表および自主回収報告に対する指導
施策3	医事・薬事の安全対策 診療所および歯科診療所等の監視指導、薬局および医薬品販売業者等の監視指導、医療機関・薬局に関する情報の提供と医療安全対策、毒物劇物販売業・業務上取扱者の監視指導
施策4	動物愛護の推進 動物愛護の推進、狂犬病予防対策

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
公衆浴場の整備	(新規)1カ所	—	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1	環境衛生の向上 環境衛生関係施設の監視指導（328件）、特定建築物の検査指導（35件）、小規模給水施設の衛生指導と水質検査（248件）、ねずみ・衛生害虫の防除と相談（区内全域のマンホール約3,000か所及び雨水ます約13,800か所で駆除作業。相談件数532件）、その他講習会（1回25人）および相談会（3回24人）、粘着シート等の配布（1,965件）を実施した。
施策2	食品衛生の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒等食品による危害の発生を未然に防止するため、食品衛生関係施設に対して、17,308件の監視指導を行うとともに、食品の収去検査（細菌705件、化学535件）を実施した。 ・営業者自らの自主回収報告に対し、適切な回収指導等を行った。 (東京都食品安全条例に基づく都への報告14件、その他の自主回収報告29件) ・区民、消費者等を対象とする食品衛生出前講座等（3回開催71名参加）や、区民・食品事業者・行政担当者による意見交換会（食の安全・安心講習会）を開催した。（2回開催495名参加） ・夏休み親子食品衛生監視員体験教室を開催した。（1回開催 親子10組19名参加）
施策3	医事・薬事の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・診療所および歯科診療所等（174件）、薬局および医薬品販売業者等（510件）、毒物劇物販売業・業務上取扱者（148件）の監視指導を行った。 ・医療安全講習会（参加者178人）、薬事講習会（参加44施設）を開催するとともに、地区薬剤師に講習（参加者97人）を行い、医療安全確保対策等について普及啓発を行った。 ・医療相談窓口において医療に関する苦情相談や情報提供を行った。（相談件数404件）
施策4	動物愛護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・動物との共生推進員連絡会における専門部会活動を通じ、関連施策を展開した。（連絡会および講習会2回、獣医師部会3回、犬部会7回、猫部会4回、動物関係業者検討部会2回、犬部会の企画による「ワンワン・マナー・ウォーキング」の実施4回、健康福祉まつりへの参加） ・犬のしつけ方教室の実施2回 ・犬の飼い主の責任とマナーに対する啓発用リーフレットを作成・配布した。 (平成21年度4月登録者全戸配布)

4. 施策の体系別評価

施策1 環境衛生の向上

監視指導や水質検査等を通じて、環境衛生関係施設、特定建築物及び小規模給水施設の衛生管理について指導したことにより、環境衛生の向上に一定の成果があった。ねずみ・衛生害虫対策について、専門家の講師を派遣する出前方式の講習会を相談者の要望に応じて開催するとともに、個別相談会を開催することにより、防除方法の普及に成果があった。

施策2 食品衛生の向上

- ・食中毒予防対策として、ノロウイルスとカンピロバクターについて重点的に取り組んできた結果、食中毒発生防止に一定の成果があがった。(20年度食中毒発生件数：6件)
- ・路上の弁当販売において、都条例に違反する販売への対策として、警察署等と連携し監視指導を強化するとともに、新たに収去検査結果の公表等を行うことにより、条例違反者の排除・改善を行い、一定の成果があがった。
- ・食育関連事業として、子どもとその保護者が楽しみながら、食の安全に関する知識を身につけられるよう新たに「夏休み親子食品衛生監視員体験教室」を実施し、食の安全に対する意識の向上に成果があった。

施策3 医事・薬事の安全対策

- ・監視指導や講習会を通じて、医療安全の確保、医薬品等の適正な管理、薬事法の改正および毒物劇物の適正な管理等について普及啓発を図り一定の成果があったが、周知徹底がまだ不十分である。

施策4 動物愛護の推進

- ・「ワンワン・マナー・ウォーキング」や啓発用リーフレットの配布等により、犬の飼い主の責任とマナーに対する普及啓発においてマナー向上に一定の成果があがった。
- ・エサやりや糞尿の始末等の飼い主のいない猫の問題について、猫の去勢・不妊手術費の助成制度について地域住民に周知を図りながら制度の活用による問題解決の取組みを働きかけた結果、一定の成果があがり苦情が減った。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

施策1 環境衛生の向上

- ・環境衛生関係施設等の衛生管理について監視指導の充実を図るため、効果的な方法等の検討が必要である。
- ・公衆浴場におけるレジオネラ症の防止対策の周知徹底を、より一層進めていく必要がある。

施策2 食品衛生の向上

- ・全国的にノロウイルスとカンピロバクターによる食中毒や、食中毒には至らない有症苦情事例や区外で発生した食中毒の患者調査などが、休日や夜間の対応を含め増加の傾向にあることから、現行の対策を強化し、さらに効果的・効率的に実施していくとともに関連飲食店等へのより一層の、周知徹底を進めていく必要がある。
- ・路上の弁当販売において、景気の低迷を背景に行商人が増加するなか、都条例に違反する者が後を絶たず、根本的な解決には至っていない。行商の制度の適正な運営を図るため、関係機関などとも連携しながら対策を検討する必要がある。

施策3 医事・薬事の安全対策

- ・医療安全の確保、薬事法の改正等について、さらなる周知徹底を図る必要がある。
- ・区民と医療機関等との信頼関係の構築を支援していくことが必要である。

施策4 動物愛護の推進

- ・引き続き犬の飼い主の責任やマナーに対する普及啓発に力を注ぐとともに、未登録犬を解消していく必要がある。
- ・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成制度を活用して、飼い主のいない猫を減少させていく必要がある。

6. 今後の方向性

施策1 環境衛生の向上

- ・ねずみ・衛生害虫の生息状況調査を行い、効果的な防除対策を推進するための方策を検討する。
- ・環境衛生台帳管理システムを活用した効果的な監視指導を検討する。
- ・レジオネラ症の発生防止対策として、自主的な衛生管理についてリーフレットの配布や監視指導などを通じ周知徹底を図っていく。
- ・公衆浴場の経営安定化を支援するとともに、場所、運営主体などの検討を進め、公衆浴場の確保に努めていく。

施策2 食品衛生の向上

- ・食中毒予防のため、ノロウイルスやカンピロバクター対策に重点を置き、飲食店等への監視指導を強化する。また、365日24時間の緊急対応体制で、食品による健康被害発生時には迅速かつ的確に調査・措置を行う。
- ・区民・食品事業者、行政による意見交換会を開催するほか、食育関連事業として、「夏休み親子食品衛生監視員体験教室」の充実を図ることなどにより、食の安全に関する正しい情報や知識の普及啓発を図っていく。
- ・路上の弁当販売対策として、行商人に対して、現行条例の遵守を徹底させるために、所轄警察署等との合同監視をはじめとする監視の強化を図るとともに、集中的に行商人が出店する地域を中心に違法な弁当販売禁止の表示や定期的な巡回パトロールを行うなどや食の安全に対するPRなど効果的に取り組んでいく。

施策3 医事・薬事の安全対策

- ・医療の安全を確保するため、有床診療所等の立入検査を定期的に行うとともに、診療所や薬局等に対する監視指導の充実を図る。また、医事・薬事に関する最新の情報を診療所や薬局等に積極的に提供していく。
- ・区民がより安心して適切な医療を受けられるよう、また区民と医療機関等との信頼関係の構築を支援していくため、本区の状況を踏まえた医療相談窓口の相談体制等について検討する。

施策4 動物愛護の推進

- ・未登録犬の解消策として、ペットショップでの普及啓発を図るとともに、動物病院への登録事務の代行などの方策を検討する。
- ・地域ぐるみによるワンワン・マナー・ウォーキングや動物との共生推進員活動の充実、動物病院・ペットショップ等での普及啓発などにより、犬の散歩時等における飼い主の責任・マナーの徹底を図る。
- ・飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成制度について、地域に対してより一層の周知をし、飼い主のいない猫の減少を図っていく。
- ・ペットの飼育が困難となった一人暮らしの高齢者に対する一時預かり等の仕組みづくりを検討する。

施策評価表

【2008施策：子育て・青少年健全育成】

所管部	福祉保健部、区民部、 教育委員会	所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター、文化・生涯学習課、 教育委員会庶務係
-----	---------------------	-----	--

1. 施策の体系および内容

施策1	保育・育成環境の充実 保育内容の充実、施設の整備などをはじめとする多様な保育サービスの充実、地域における子育て支援 施策の強化
施策2	活動の場・機会の充実 子どもの居場所づくりの推進、青少年指導者の育成
施策3	健全育成活動の推進 地域との連携による子どもの健全育成の推進
施策4	ひとり親家庭の自立支援 ひとり親家庭の経済的安定、健康・福祉などの向上を図るための支援

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
区立保育所の新設	2園	(工事 1カ所)	—	—
区立保育所の改築	4園	2園改築中	—	—
私立認可保育所に対する助成	新規 2カ所 (計 4カ所)	新規 1カ所 (計 3カ所)	—	—
認証保育所に対する助成	新規 9カ所 (計 20カ所)	新規 0カ所 (計 11カ所)	—	—
認定こども園の整備	・助成 1カ所 ・整備 1園	—	—	—
保育内容の充実	・延長保育の実施 (スポット利用制度の利用枠拡大) ・発達促進保育の実施 ・保育所における食育の推進 ・保育所・幼稚園における交流の推進	・スポット延長利用 775件 ・発達促進保育の実施 29名 ・保育所における食育の推進 全園 ・保育所・幼稚園における交流の推進	—	—
子ども家庭支援センターを核としたネットワークの充実	・児童館と連携した相談事業の充実 ・要保護児童対策地域協議会の運営 ・児童虐待防止マニュアルの作成・配布	・児童館巡回相談 84回 ・要保護児童対策地域協議会の開催 17回 ・児童虐待防止マニュアルの作成	—	—
「あかちゃん天国」の充実	「あかちゃん天国」の拡充	・新規 1カ所 (計 5カ所)	—	—
児童館の整備	・改築 3館 ・新設 1館	・改築 1館	—	—
子どもの居場所づくりの推進	居場所づくりの推進	小学校1校 (佃島小学校)	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 保育・育成環境の充実

- ①十思保育園の整備（平成21年8月1日開設 定員85名）
設計・工事、指定管理業者の選定
- ②区立保育園の改築
 - 人形町保育園 仮施設整備（日本橋保健センター等複合施設改修工事）
※本体施設完成後は「(仮称)堀留町保育園」の園舎として活用
仮施設移転 PFI事業者選定し、基本設計
 - かちどき西保育園 設計
※工事は勝どき駅前再開発事業として（独）都市再生機構が実施
- ③私立認可保育所に対する助成
さわやか保育園勝どき6丁目（平成20年4月1日開設）
- ④認定こども園の整備
運営費に助成制度創設
- ⑤保育内容の充実
 - 延長保育（スポット利用制度）利用枠の拡大 775件
 - 発達促進保育検討会の実施（年2回）
 - 保育所における食育活動（レシピ集発行、食育リーフレット作成、あかちゃん天国訪問食事相談開始）
- ⑥ 子ども家庭支援センターでは、子どもと家庭を支援する総合的なネットワークの充実に向けて、専門相談員が児童館への巡回相談を実施するとともに、児童館が子ども家庭支援センターのサテライトとして地域の子育て相談の窓口であることを積極的にPRした。また、子ども家庭支援センターが調整機関となって計画的に要保護児童対策地域協議会を開催したほか、児童虐待防止対策への取組を推進するため、実務者会議において検討を重ね、平成21年3月に児童虐待防止マニュアルを作成した。
 - ア 児童館巡回相談（区内児童館7カ所） 延べ84回
 - イ 要保護児童対策地域協議会の開催 1回
 - 実務者会議の開催 4回
 - 個別ケース検討会議 12回
 - ウ 児童虐待対応ハンドブック（関係機関向け）の作成 2,000部
 - 児童虐待防止リーフレット（区民向け）の作成 10,000部
- ⑦ 日本橋保健センター等複合施設の改修に伴い、平成20年7月に堀留町児童館内に子育て交流サロン「あかちゃん天国」を設置した。
 - ・堀留町児童館 子育て交流サロン「あかちゃん天国」 152㎡
- ⑧ 日本橋保健センター等複合施設の再編計画の中で、平成20年7月に堀留町児童館を改築した。
 - ・堀留町児童館（日本橋保健センター等複合施設 6、7階部分 1,215㎡（児童館部分）

施策2 活動の場・機会の充実

- ・児童館の大型行事等について、児童に実行委員としての参加を呼びかけ、企画や運営に意見を反映させる「子ども参画会議」を開催した。
- ・子どもの居場所づくりの推進として、新たに佃島小学校で平成20年4月に「プレディ佃島」を開設した。
実施校
明石小学校（プレディ明石）、有馬小学校（プレディ有馬）、月島第三小学校（プレディ月三）、
豊海小学校（プレディ豊海）京橋築地小学校（プレディ京築）、月島第一小学校（プレディ月一）
平成20年4月開設
佃島小学校（プレディ佃島）
- ・登録児童数（平成21年3月） 1,491人（在籍児童に対する登録率 60.2%）
- ・参加児童数（平成21年3月） 平日の1プレディあたり 37.7人
- ・サポーター登録数（平成21年3月） 356人
- ・サポーター活動数（平成21年3月） 平日の1プレディあたり 1.3人
- 青少年健全育成組織の育成・活動支援および助成
- ・青少年委員宿泊研修会 平成20年6月21日（土）～22日（日） 参加者22名
- ・青少年対策地区委員会委員研修 平成20年11月6日（木）・9日（日） 参加者58名
- ・青少年対策地区委員会運営費助成 19地区委員会
- ・青少年対策地区委員会事業バス借上げ助成 19地区委員会
- ・地区委員会事業講師派遣 4地区委員会

施策3 健全育成活動の推進

青少年健全育成に向けた各種事業の開催

- ・少年リーダー養成研修会
平成20年8月12日（火）～17日（日）・9月6日（土）
参加者（ア）小学5年～中学3年：92名（イ）青少年委員：24名
（ウ）大学生スタッフ：12名（エ）高校生スタッフ：10名
- ・子どもフェスティバル
平成20年10月19日（日）
参加者：8,900人（子ども 5,100人、大人 3,800人）
主管・協力参加団体等 43団体 891名
- ・子ども羽根つき大会 平成21年1月10日（土）参加：区内16小学校 64チーム 384人
- ・親子観劇会 平成21年3月8日（日）午前・午後に2回公演 入場者：区内親子 916人

施策4 ひとり親家庭の自立支援

自立支援教育訓練給付金1名（ヘルパー2級取得）、高等技能訓練促進費2名（看護師）に支給し、パソコン教室には14名が受講した。

また、高等技能訓練促進費について、支給期間を拡大（上限12カ月→18カ月）するとともに、平成20年度以降に入学しカリキュラムを修了した場合に支給する入学支援修了一時金を新設した。

4. 施策の体系別評価

施策1 保育・育成環境の充実

- ・平成20年4月1日に定員60名の私立認可保育所を誘致したが、区立保育園新設・改築が全て工事中で実質定員の拡大を図れず、平成21年4月1日現在の保育園待機児童は302名と前年同期と比べ136人増となり、実質的な待機児解消として効果を上げることができなかった。
一方、保育内容については、延長保育（スポット利用制度）の利用枠の拡大やレシピ集、食育リーフレットの発行といった保育園における食育活動の充実など多様な保育ニーズを踏まえた取り組みを行い、仕事と子育てを両立できる環境整備に寄与できた。
- ・子ども家庭支援センターにおける子どもと子育て家庭の総合相談に加え、区内7カ所の児童館に地域での子育て相談の窓口を設け、子どもと家庭を支援する相談体制の充実を図ったことにより、より身近に相談できる環境が整い、子育て中の保護者らの子育てに対する不安や悩みの解消につながった。また、要保護児童対策地域協議会の開催や児童虐待防止マニュアルの作成により、児童虐待防止に対する関係機関の役割を再確認し連携を強化するうえで一定の成果が得られた。
- ・「あかちゃん天国」の新設や児童館の計画的な改築により、子どもが育つための環境整備が図られ、子育て支援や児童健全育成の充実に寄与した。

施策2 活動の場・機会の充実

- ・児童が実行委員として児童館の行事に参加することにより、自主的、積極的に参加する小学生の姿がみられるようになり、一定の成果があった。しかし、中高生の参加はほとんどないため、職員主導の運営となり、成果としては不十分であった。
- ・事業開始以来、各プレディは安全で安心な子どもたちの居場所として、順調に運営され成果をあげている。また、地域のサポーターの協力を得ることで世代間の交流や昔遊びの伝承、地域コミュニティの活性化にも寄与している。
- ・少年リーダー養成研修会の修了者が、高校生・大学生スタッフとして研修会の運営に携わったり、新成人のつどい実行委員会委員として成人式の運営に参画し、指導者養成の効果があつた。

施策3 健全育成活動の推進

パソコンや携帯電話によるインターネット利用の低年齢化が進み、有害情報から青少年を守るため、地域や学校でフィルタリングや利用マナーについての安全教室を行い、その必要性について周知されてきている。平成21年4月から「青少年インターネット環境整備法」が施行された。

また、人口の増加が進み、新たなコミュニティづくりが求められるなか、地区委員会主催のバスハイク等の地域活動を実施し、地域や学校等で「あいさつ運動」等が推進されている。

青少年の健全育成は家庭、地域、学校の緊密な連携のもと、長期的な展望に立って、総合的かつ効果的に健全育成活動を推進していくなか、犯罪少年や触法少年の数が減少してきている。

少年リーダー養成研修会や子どもフェスティバルの参加者等が増加してきており、青少年対策地区委員会や青少年委員会と連携して事業を行うことにより、成果をあげている。

施策4 ひとり親家庭の自立支援

自立支援教育訓練給付金や、高等技能訓練促進費、パソコン教室によるスキルアップを図ることにより、安定雇用に向けて一定の成果をあげたが、実績が少ない。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

施策1 保育・育成環境の充実

- ・保育・育成環境の充実においては、これまで平成16年に1,336人であった保育所定数を平成21年には1,505人に増やすなど待機児童解消に努めてきたが、雇用の悪化などの社会状況の変化や乳幼児人口の増加に伴い保育所入所希望者は予想を超えるスピードで増えている。したがって、都心に位置し、地価も高く、保育所の整備用地が見当たらないなど非常に厳しい状況の中、いかに早くかつ効率的に保育所整備を行い、待機児の解消を図るかが課題である。
- ・本区において30代を中心とする子育て世代の人口が増加する中、子ども家庭支援センターでは、平成20年度の子どもと子育て家庭に関する相談件数は248件であった。これは平成19年度の161件に比べ、約1.5倍と急増している。今後の相談需要を考えると、子ども家庭支援センターや児童館において相談窓口としてのPRや機能強化を図る必要がある。
- ・児童虐待等の予防や迅速な対応を目指し、子ども家庭支援センターが調整機関として要保護児童対策協議会の活性化を図り、区民の意識啓発と子どもが地域全体で見守られるネットワークづくりを推進する必要がある。
- ・児童福祉法の一部改正（平成20年4月施行）があり、子ども家庭支援センターが実施する3つの事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」、一時預かり保育事業、養育支援訪問事業）が法内化され、区の責任として事業の充実が求められている。
- ・子育て交流サロン「あかちゃん天国」を多様な交流の場としてさらに多くの区民に気軽に利用してもらえるような工夫やPR等積極的な働きかけが必要である。児童館においては、小学校高学年や中高生が事業の企画や運営に主体的に係われるよう、魅力的な事業の展開を図る必要がある。

施策2 活動の場・機会の充実

- ・地域の協力や場の確保が難しいことから、プレディの開設に着手できない小学校がある。また、「学童クラブ」との役割分担などあり方について検討の必要がある。

施策3 健全育成活動の推進

- ・青少年指導者の育成については、地域活動への参加を希望する青少年リーダーを組織化し、地域との連携を図ることが急務である。
- ・少年リーダー養成研修会の終了者等が将来にわたり活動できる場と機会の拡充を図るため、組織化し、高校生・大学生・社会人等、それぞれの年代において地元地域で活躍できるよう、地域と区が連携し継続的な育成・支援を推進していく必要がある。
- ・パソコンや携帯電話によるインターネット利用の低年齢化が進んでいる。

施策4 ひとり親家庭の自立支援

- ・ひとり親家庭は、不安定な雇用環境におかれ、経済的にも厳しい状況にあり、就労支援のさらなる充実が求められており、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費等の事業内容及び周知方法に工夫が必要である。

6. 今後の方向性

施策1 保育・育成環境の充実

- ・本区では、これまで子育て支援策をはじめとした住み良い環境づくりに向けた総合的な施策の展開により、人口は年々増加し、特に子育て世代は増え続けている。そこで「中央区子育て支援対策本部」において保育所待機児童を解消する緊急対策を検討し、各種サービスの更なる充実や環境整備などの総合的な子育て支援策を全庁をあげて積極的に展開することにより、安心して子どもを産み、育てることができる中央区を実現する。
- ・保育需要は今後も引き続き上昇する見込みであり、待機児ゼロに向けた取組は大変重要である。そのため、老朽化した保育園の改築、公共施設の空きスペースを活用した整備などを進め、定員増を図る。特に乳幼児人口の著しい増加が見込まれる地域については、周辺の再開発事業等の機会をとらえ、その中で保育スペースを確保できるよう働きかけ民設民営の保育所に対し、区独自の補助を行うなど積極的に誘致を行っていく。また、民間の保育事業者が区内で認可保育所を新設・改築を行いやすくなるよう用地の確保について支援していく。さらに、保護者の就労形態が多様化する中、保育所の待機児対策に加え、夜間・休日保育などの保育ニーズに一層柔軟に対応していく必要があることから、これまでの認証

保育所に加え、認定こども園の誘致を行う。

- ・認証保育所の保育料については、国などの動向を踏まえさらなる保護者負担軽減のため助成額の拡充を行う。
- ・乳幼児をもつ親が安心して外出できる環境を整備するため、子ども家庭支援センター、児童館（4ヶ所）の授乳とオムツ替えスペースを「赤ちゃん・ふらっと」として都の認定を受け、他の区施設にも順次拡大する。
- ・子ども家庭支援センターにおける子どもと子育て家庭に関する相談受付日を土日にも拡大する（平成21年4月から実施）とともに、児童館の子育て相談を積極的にPRすることで、地域で気軽に相談できる体制の充実を図る。また、相談者に適切な支援を行うため研修会等を開催し職員の相談技能の向上を図る。
- ・病後児保育については、利用の多い月島地域で定員の拡大を図り、病児保育については、医療機関との連携により早期に事業を実施していく。
- ・緊急一時保育事業については、区内認可保育園および家庭福祉員の定員に空きがないため申請しても利用できない場合が多いため、子ども家庭支援センターの一時預かり保育の中に緊急枠を確保して実施できるように検討する。
- ・平成20年度に作成した児童虐待対応ハンドブックや児童虐待防止リーフレットを関係機関や区民に配付し、児童虐待防止に向けた意識啓発を積極的に行う。要保護児童対策地域協議会において、地域全体で子どもを見守るという視点で関係機関の連携をさらに強化し、地域の子育てネットワークづくりを推進する。
- ・児童館においては、音楽スタジオ等の設備をもつ中高生対応充実館と子育て交流サロン「あかちゃん天国」を中心とする乳幼児対応充実館とにそれぞれの特色を出し充実・強化を図る。
- ・子育て交流サロン「あかちゃん天国」については、多くの区民が気軽に利用できるように区のホームページ等に子育て講座等の予定表を掲載するなど、積極的な情報の発信とPRに努める。また小学生が乳幼児のお世話をするキッズボランティア活動を中高生も参加できるよう検討していく。
- ・養育困難や虐待リスクの高い家庭に対し、妊娠期や出産早期から適切な支援を開始するため、対象者の把握、リスク評価を含め保健所等と連携し養育支援訪問事業を実施していく。また子育てサークルの育成を支援する講座を開催するなど「親力」の強化の視点に基づいた事業の展開を図っていく。

施策2 活動の場・機会の充実

- ・平成21年4月に、月島第二小学校内にプレディ月二を開設した。
- ・中央小学校、明正小学校の改築時にプレディを整備する。
- ・プレディ未整備の学校については、各学校ごとの課題を整理し開設に向けて検討を進める。また、「学童クラブ」との役割分担及び機能の分析を行い、統合を視野に入れた検討を進める。

施策3 健全育成活動の推進

- ・少年リーダー養成研修会の修了者や新成人のつどい実行委員会の終了者の青少年リーダーを組織化し、将来にわたり活動できる場と機会の拡大を図り、高校生・大学生・社会人等のそれぞれの年代において、地元地域で活躍できるよう、地域と連携し青少年リーダーの育成を推進していく。
- ・家庭、地域、学校等が連携し、インターネット上の有害情報に対するフィルタリングの普及・啓発を行うとともに、学校活動や青少年を対象とした事業などを通じ、新しく転入してきた住民とともに子どもたちをきっかけとして地域活動を活性化し、長期的展望に立った総合的かつ効果的な健全育成活動を推進する。

施策4 ひとり親家庭の自立支援

- ・ひとり親家庭への安定した就業につながる技能の取得に向けた支援を拡充する。また、就労支援のためにハローワークや社会福祉協議会などの関係機関との連携を密にし、相談・指導体制を充実していく。

施策評価表

【2008施策：福祉のまちづくり】

所管部	福祉保健部、都市整備部	所管課	管理課、高齢者福祉課、地域整備課
------------	-------------	------------	------------------

1. 施策の体系および内容

施策1	地域との協働で支え合う仕組みづくり 「福祉のこころ」の育成・理解の促進、「ふれあい福祉委員会」の組織数拡大・活動充実の促進
施策2	ユニバーサルデザインの環境づくり 「中央区福祉のまちづくり実施方針」に基づく区施設等のバリアフリー化、良質な高齢者向け賃貸住宅の確保、バリアフリー環境の面的整備を図るための重点整備地区の検討
施策3	安全・安心に暮らせる環境づくり 地域の防災組織等による災害時要援護者の安否確認・避難誘導のための情報提供、AED（自動体外式除細動器）の地域イベント等への貸与・使用方法の普及の促進

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
ユニバーサルデザインのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設・公共交通施設・歩行環境のバリアフリー化の推進 ・福祉のまちづくり推進実施連絡会議の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設・公共交通施設・歩行環境のバリアフリー化の推進 ・福祉のまちづくり推進実施連絡会議の運営 	—	—
災害時要援護者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の運営 ・妊産婦、乳幼児等対策の推進 ・避難支援体制の推進 ・災害時要援護者登録システムの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の運営 ・妊産婦、乳幼児等対策の推進 ・避難支援体制の推進 ・災害時要援護者登録システムの運用 	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1	地域との協働で支え合う仕組みづくり 地域で生活するすべての人が相互の理解と親睦を深めていく交流の場として「健康福祉まつり」や知的障害者生活支援施設レインボーハウス明石の利用者の作品を展示する「52人展・まつり」を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉まつり（年1回／1日） 来場者数 4,700人 参加団体数 75団体 ・52人展・まつり（年1回／3日間） 来場者数 1,500人 中央区社会福祉協議会が支援している「ふれあい福祉委員会」では、声かけなどの安否確認、敬老お祝い会などを実施した。
施策2	ユニバーサルデザインの環境づくり 「中央区福祉のまちづくり実施方針」の整備目標に基づき、区施設等のバリアフリー化を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの整備 3施設（整備目標外2施設含む） ・だれでもトイレの整備 5施設（整備目標外4施設含む） ・オストメイト対応トイレの整備 1施設 ・ベビーチェア、ベビーシートの整備 6施設（整備目標外5施設含む） ・人にやさしい歩行環境の整備 交差点巻き込み部 69か所 車乗り入れ部 16か所
施策3	安全・安心に暮らせる環境づくり 災害時における要援護者の安全確保という観点から作成している「災害時地域たすけあい名簿」を、防災区民組織、民生（児童）委員、警察署及び消防署に配付した。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時地域たすけあい名簿登録者数4,110人（平成21年2月24日現在）

4. 施策の体系別評価

施策1 地域との協働で支え合う仕組みづくり

「健康福祉まつり」の来場者数、参加団体数はともに増加しており、地域で生活するすべての人が相互の理解と親睦を深めていく交流の場として意義が深まるとともに、障害のある人の日常生活の理解を促進するなど啓発活動の一層の充実が図れた。

・健康福祉まつり来場者数等

平成19年度 来場者数 4,500人 参加団体数 72団体

平成20年度 来場者数 4,700人 参加団体数 75団体

「ふれあい福祉委員会」の活動により、町会・自治会等の地域を単位とした近隣住民同士での自主的な支え合い・助け合いによる地域福祉ネットワークの促進が図れた。その一方で「ふれあい福祉委員会」が活動している地域は平成19年度と同数の15か所であり、組織数を拡大することができなかった。

施策2 ユニバーサルデザインの環境づくり

「中央区福祉のまちづくり実施方針」の当初整備目標（平成17年度から20年度）に対する整備状況はやや下回るものの、当初整備目標以外に公衆便所のオストメイト対応トイレを整備するなどの推進が図れた。

- | | | | |
|------------------|--------|--------------------|--------|
| ・手すりの整備 | 87.1% | ・だれでもトイレの整備 | 82.4% |
| ・オストメイト対応トイレの整備 | 120.0% | ・ベビーチェアー、ベビーシートの整備 | 83.3% |
| ・授乳及びおむつ替えの場所の整備 | 50.0% | ・人にやさしい歩行環境の整備 | 133.8% |
| ・鉄道駅エレベーターの整備 | 66.7% | | |

※当初整備目標以外の整備数 区施設 41施設 歩道 2か所

施策3 安全・安心に暮らせる環境づくり

「区のおしらせ」による周知やひとり暮らし高齢者実態調査での勧奨により、災害時地域たすけあい名簿の登録率の向上が図れた。

平成19年度 対象者 7,393人 名簿登録者 3,634人 名簿登録率 49.15%

平成20年度 対象者 7,701人 名簿登録者 4,110人 名簿登録率 53.36%

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・地域との協働で支え合う仕組みづくりにおいては、「中央区高齢者生きがいつくり推進検討会報告書（平成20年1月）」によると55歳～74歳の58.8%の人が社会活動への参加意欲は持っているが、参加までに至らないことが課題であり、社会参加の前提となる参加ニーズの把握・活動内容の情報提供等が求められている。
- ・「中央区福祉のまちづくり実施方針」の整備目標のひとつでもある、鉄道駅へのエレベーター整備が求められている。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に基づく、面的な整備や施策の展開が求められている。
- ・ひとり暮らし高齢者実態調査の調査票の中に申請書を組み入れたことにより、災害時地域たすけあい名簿の登録率向上が図れたものの、登録率は53.36%と高い状況とは言えず、さらなる登録率の向上が求められている。

6. 今後の方向性

- ・社会参加を促進するためには、参加するきっかけづくりや参加方法・活動内容の周知等を図るとともに、活動団体同士による交流を深め他の地域へと広まるよう活動団体や関連団体との連携を強化していく。
- ・既に公共施設の整備や大規模再開発事業を進める中でバリアフリー環境が整えられ、周辺道路も整備が進むなど面的な整備が進んでいる。今後は、バリアフリー環境や福祉施策を中心に、ユニバーサルデザインによるまちづくりの検証方法について検討を進める。
- ・災害時地域たすけあい名簿の登録率向上のため、さまざまな機会を捉えて周知を図っていく。

施策評価表

【2008施策：男女共同参画】

所管部	総務部	所管課	総務課
-----	-----	-----	-----

1. 施策の体系および内容

施策1	男女共同参画の意識づくり 男女共同参画の意識啓発、女性センター機能の充実、区政への女性の参画の拡大
施策2	ライフスタイルに応じた多様な支援 ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て・高齢者生活支援の環境づくり
施策3	地域や職場でチャレンジできる環境整備 地域活動の参加促進と人材育成、女性の就労とチャレンジ支援
施策4	生涯にわたる健康支援と人権尊重の推進 生涯にわたる健康づくり支援、女性に対する人権侵害行為の根絶、国際的視点による男女平等の推進

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
男女共同参画のための普及・啓発と情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報誌の発行 ・ホームページの作成・運営 ・啓発パンフレットの発行 ・講座・講演会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報誌の発行 ・啓発パンフレットの発行 ・講座・講演会の開催 	—	—
ワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認定企業への支援 ・コンサルタントの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスのセミナー開催 	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1	<p>男女共同参画の意識づくり</p> <p>男女共同参画情報誌の発行においては、事業スタッフの参画により、区民の意見を反映させた紙面とした。また、幅広い層を対象に意識啓発を図るため、定例号の発行部数を3,000部から12,000部へ増刷し、事業所などにも配布した。</p> <p>男女共同参画講演会・講座では、事業スタッフの参画により、区民の意見を反映した講座等を開催した。講演会では、初めて女性センター1階を使用したことにより、参加者も64名になるなど、女性センターの新たな活用法を図った。</p> <p>第7回ブーケ祭りを平成20年6月27日～28日に開催した。参加団体数31団体、来場者数1,430人。附属機関等女性委員の割合は21.9%であった。</p>
施策2	<p>ライフスタイルに応じた多様な支援</p> <p>ワーク・ライフ・バランスのセミナーを東京都と共催で開催した。参加者は2日間で延べ139名。育児中の方も参加しやすいように昼間開催の事業は託児付で開催した。託児数延べ18名。</p>
施策3	<p>地域や職場でチャレンジできる環境整備</p> <p>男女共同参画リーダー研修を中央区女性ネットワークとの共催で実施した。参加者は34名。再就労を希望する女性に対し、就職活動に有効な知識の習得セミナーを開催した。参加者は5コースで延べ55名。</p>
施策4	<p>生涯にわたる健康支援と人権尊重の推進</p> <p>女性相談は、昼間（月3～4回）と夜間（月1回）実施し、相談件数は109件であった。</p> <p>ドメスティックバイオレンス（以下、DVという）啓発パンフレット5,000部を作成した。</p> <p>DV相談カードを5,500枚作成し、区施設や美容院等に配架した。</p> <p>女性に対する暴力防止期間にあわせ、区内5カ所（女性センター、区役所、日本橋・月島両区民センター、日本橋図書館）でパネル展を開催した。</p>

4. 施策の体系別評価

施策1 男女共同参画の意識づくり

- ・区民スタッフ養成講座(平成16・17年)修了者が事業協力スタッフとして講座企画運営・情報誌発行に参画し、区民参画事業として区民の意見を反映した内容となった。講演会は女性センターの1階を会場として行い、参加者も64名(19年度は21名)と増え、そのうち女性センターに初めていらした方が48.7%(参加者アンケートより)と新規利用者拡大としても成果を上げることができた。

施策2 ライフスタイルに応じた多様な支援

- ・ワーク・ライフ・バランスのセミナー参加者アンケートによると、ワーク・ライフ・バランスの認知度の低いことが伺われ、啓発が不十分である。

施策3 地域や職場でチャレンジできる環境整備

- ・男女共同参画リーダー研修は中央区女性ネットワークとの共催で実施し、区民の意見を反映した研修内容となった。視察先では交流都市である富士河口湖町の女性団体との交流機会も設け、参加者からはたいへん好評であった。研修後、参加者によるOB会も結成され、ブーケ祭りにも新スタッフとして協力をいただくなど、地域活動参加への新たなきっかけづくりにも寄与できた。
- ・子育て等で離職した女性の再就職を支援する就労支援講座準備セミナーは7割強の方が託児を利用し、子育て中の方も託児付なので参加しやすいと好評であった(託児数延べ15名)。また、受講後に就職された方も若干名おり、一定の成果を上げることができた。

施策4 生涯にわたる健康支援と人権尊重の推進

- ・配偶者からの暴力防止のパネル展示では、新たな試みとしてパープルリボンプロジェクトを実施し、5か所で550名の参加があり、DVへの意識啓発につながる成果を上げることができた。
- ・DVについての啓発パンフレット発行や、情報誌「Bouquet」での特集記事掲載などにより、DVについて一般の方からの問合せも増え、一定の効果がみられた。

5. 施策の課題(評価結果を受けた課題整理)

- ・仕事と子育てや介護との両立や長時間労働による働き方の見直しなど、ワーク・ライフ・バランスを推進していくことが求められている。
- ・本区では30代を中心とする子育て世代の人口が増加する中、女性センターにおいても育児中の一般利用が増える傾向にあり、育児中の方に対する支援が必要である。
- ・結婚や育児等で離職した女性の再チャレンジを積極的に推進し、女性の就労意欲や能力を十分に発揮できるよう引き続き支援していくことが必要である。
- ・女性相談においては、予約が取れずに他の機関を紹介することが多くなっている。

6. 今後の方向性

- ・仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業等を認定し、その取組を広く紹介することにより中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及を図る。
- ・女性センターホームページ(仮称)では、ワーク・ライフ・バランスやDV相談窓口案内のほか、子ども家庭支援センターの協力のもとに子育て支援情報を掲載するなど、内容の充実を図る。特にワーク・ライフ・バランスは積極的に啓発を図るとともに、認定企業を広く紹介するなど、女性センターホームページを男女共同参画における新たな情報発信拠点とする。
- ・「育児中の保護者社会参加応援事業」は、育児中の方に対する支援事業として、子ども家庭支援センターとの連携はもとより、実施にあたっては地域での子育てという観点から、区民ボランティアや企業等にも協力を仰ぐ。
- ・結婚や育児等で離職した女性の就労を効果的に支援するためにも、ノウハウのある専門機関との連携を図っていく。
- ・女性相談においては相談枠を拡充し、地域で気軽に相談できる体制の充実を図る。

施策評価表

【2008施策：住宅・住環境】

所管部	都市整備部	所管課	住宅課
------------	-------	------------	-----

1. 施策の体系および内容

施策1	安全・安心な住まい・まちづくり 防災、防犯に配慮した住まい・まちづくりの推進、良質な住宅ストックの誘導、住宅セーフティネット機能の充実
施策2	良好なマンションストックの形成 マンションの維持管理の支援、マンションの長寿命化や建替え等の支援
施策3	ライフステージに対応した居住の実現 子育て世帯の居住支援、高齢者等の居住支援、住まいに関する情報の提供
施策4	魅力ある住環境づくり 住民主体のまちづくりへの支援、地域と連携した住まい・まちづくり、人と環境にやさしいまちづくり

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
住宅・建築物耐震改修等への支援	住宅・建築物耐震改修等への助成	木造住宅耐震診断 8件 木造住宅耐震補強 5件 業務商業用建築物等耐震診断 1件	—	—
相談支援体制の充実	マンション管理士の派遣 500件	マンション管理士の派遣 18件	—	—
分譲マンション共用部分改修費用助成	共用部分改修費用助成	共用部分改修費用 助成 設計費用 1件 工事費用 4件	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1	安全・安心な住まい・まちづくり 昭和56年の建築基準法改正以前に建築された建築物の耐震性を向上させるため、耐震改修助成制度を見直し、木造住宅の耐震改修助成について対象要件の緩和や分譲マンションの耐震改修助成を導入するなどメニューの多様化、対象者の拡大、助成額の拡大を図った。
施策2	良好なマンションストックの形成 マンションの適正な維持・管理を支援するため、昨年実施した分譲マンションの実態調査に引き続き、賃貸マンションの実態調査を行った。また、マンション管理組合に対し、維持管理、大規模修繕、建替え等への助言・提案や合意形成への助言、提案を行うマンション管理士の派遣制度を開始し相談体制の充実も図った。さらに、居住者および周辺住民の安全・安心の確保及びマンションの長寿命化を支援するため、マンション管理組合に対し共用部分改修費用の一部助成する事業を開始した。
施策3	ライフステージに対応した居住の実現 住み替えが困難な高齢者等に、民間賃貸住宅や公共住宅の案内を行う「住宅住み替え相談」を月2回実施している。また、民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅について、整備誘導を図るため事業者の募集を行った。さらに、高齢者世帯・障害者世帯、子育て世帯への住み替え支援を検討した。
施策4	魅力ある住環境づくり マンションの適正な維持・管理や地域コミュニティ形成への協力について区や分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者、管理業者、区分所有者、マンション居住者の責務を定めた「中央区内のマンションの管理に関する要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、平成20年4月から施行した。また、平成21年3月に「中央区マンションの適正な管理の推進に関する条例」（21年10月施行、以下「条例」という。）を制定した。

4. 施策の体系別評価

施策1 安全・安心な住まい・まちづくり

建築物の耐震性向上に関する意識は高いものの、権利関係等の調整に時間を要するため実績が伸びなかった。

施策2 良好なマンションストックの形成

マンションの適正な維持・管理の支援については、相談や助成、情報提供事業等、きめ細かく整備しており、分譲マンション管理組合の目的にあった活用が可能となっている。また、分譲マンション共用部分改修費用助成については、助成申請回数が1回/10年としているため、管理組合が策定している修繕計画にあわせた助成申請ができないこと等から利用実績が伸びなかった。

施策3 ライフステージに対応した居住の実現

民間賃貸住宅等に住み替えを希望する高齢者等を対象とし、宅地建物取引業協会千代田中央支部の協力を得て「住宅住み替え相談」を実施している。高齢者等にとっては区の高齢者向け住宅支援施策等の情報提供が住み替えを検討する上で役立ってはいるものの、区内での住み替えの実績には結びつかなかった。

施策4 魅力ある住環境づくり

マンション居住が、区民の主な居住形態となっていることから、マンション内でのコミュニティの振興及び地域住民とのコミュニティの振興が重要となっており、長期かつ総合的な施策の取り組みが必要である。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・耐震改修の必要性は認識しているが、具体的に何を行うことで耐震性が向上するのかの認識は薄い。また、木造住宅の高齢者世帯には、耐震改修工事費用の全額（限度額200万円）を助成しているが、それ以外の耐震改修に付随する工事費用の融資等、耐震性の向上を支援する仕組みについて工夫が必要である。
- ・マンション管理組合に対して、長期修繕計画の策定や総会での議決手続き、修繕費用の確保などに対し、個別具体的にきめ細かく支援していく必要がある。さらに分譲マンション共用部分改修費用助成制度は、助成申請回数の制限があり、活用されにくい原因となっている。
- ・区内での民間賃貸住宅等への住み替えを希望しているものの、区内に高齢者を受け入れる賃貸住宅等が十分でない状況である。
- ・区内で主たる居住形態となっているマンション居住の居住者間では同階居住者についてほとんど知らない人が約4割いるなど、近隣住民への関心が低い状態にある。また、マンションによっては、居住者の地域防災活動や地域活動への参加も十分でなく、マンション居住者と地域住民との交流は少ないのが現状である。

6. 今後の方向性

- ・耐震改修に関わるパンフレットの充実やさまざまな機会を捉えて、一般の区民にわかりやすい耐震性の向上についての啓発を行っていく。また、耐震改修助成制度と住宅修繕資金融資あっせん制度との連携を検討する。
- ・マンションの適正な維持・管理を総合的に支援していくため、分譲マンション管理組合に対し、マンション管理士の派遣やマンション管理相談を積極的に行う中で、個別具体的に支援施策の活用への提言など指導・助言を充実させていく。また、今年度、分譲マンション共用部分改修費用助成の回数制限の緩和を行ったが、今後も制度の充実を図るなど利用しやすい制度としていく。
- ・高齢者等の区内での民間賃貸住宅等への住み替えを支援するため、関係機関と連携し、高齢者の入居を拒まない住宅の登録を増やす等住み替え支援の充実を図る。また、高齢者等が住み慣れた地域で住み続けられるよう区内の土地所有者や開発事業者を対象に案件の掘り起こしを行うなど高齢者向け優良賃貸住宅の供給誘導を図る。
- ・マンション居住者間や地域住民との良好なコミュニティの育成と振興の支援を図るため、今年度、マンションの建設段階より、建築主などに対して、コミュニティスペースの確保や地域コミュニティの振興に向けた必要な協力等を求める要綱の改正を行った。今後は、この要綱に基づき開発事業者等に働きかけ、コミュニティの育成と振興に努めていく。また、分譲マンション管理組合に対し、居住者間の情報交換や地域コミュニティの情報の提供等を行うシステムづくりを検討していく。

施策評価表

【2008施策：公園・緑地・水辺】

所管部	土木部	所管課	公園緑地課
-----	-----	-----	-------

1. 施策の体系および内容

施策1	公園・児童遊園等の整備・充実 大規模開発や公共用地等の活用による公園等の拡張、老朽化した公園等の改修による質的な向上
施策2	水と緑のネットワークの形成 水辺沿いの緑化や街路樹等の植栽を充実することによる水と緑のネットワーク形成
施策3	安全・快適な水辺環境の整備・充実 隅田川など中央区がもつ貴重な水辺について、うるおいとやすらぎにあふれた空間として整備するとともに、水辺を利用したにぎわいの創出
施策4	緑化の普及・啓発 公共施設の緑化、民間施設の緑化促進、区民・事業者との協働による緑化活動

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
公園・児童遊園の新設	公園新設 2園	—	—	—
	児童遊園新設 1園	—	—	—
	公園拡張 6園	公園拡張 3園	—	—
	児童遊園拡張 1園	—	—	—
公園・児童遊園の改修	公園 15園	公園 1園	—	—
	児童遊園 6園	児童遊園 1園	—	—
街路樹の整備	778本	63本	—	—
街角広場の整備	20カ所	2カ所	—	—
緑道の整備	1,650m	207m	—	—
公共施設の緑化推進	11カ所	—	—	—
朝潮運河護岸環境整備	2,810m	—	—	—
民間施設の緑化推進	民間施設の緑化推進	緑化費用の助成	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

<p>人口の増加や環境問題にともなう緑化に対する区民・企業等の関心の高まりなど、緑を取り巻く環境変化に対応するため、「中央区緑の基本計画」を21年3月に改定した。</p>	
施策1	<p>公園・児童遊園等の整備・充実 都の河川用地や遊休地を整備し、既存公園等の拡充を図るとともに、老朽化した公園を改修した。 ①石川島公園の拡張（拡張面積：約2,428㎡） ②佃三丁目公園の拡張（拡張面積：約89㎡） ③勝どき五丁目緑地の拡張（拡張面積：約1,016㎡） ④久松児童公園の改修（改修面積：約2,203㎡）</p>
施策2	<p>水と緑のネットワークの形成 ・歩道の拡幅工事にあわせ、2路線で街路樹57本を新植したほか、維持工事等により6本増やし、合計63本の街路樹が増加した。また、植樹帯2路線（約280m）新設し、低木を植えることにより緑の多層化を図った。 ・快適でうるおいのある場所として、中央区保健所前と東日本橋の導流島2カ所に街角広場を整備した。</p>
施策3	<p>安全・快適な水辺環境の整備・充実 ・朝潮運河沿いの晴海五丁目に、開発事業者の整備による緑道が完成した。</p>
施策4	<p>緑化の普及・啓発 ・行政と区民・企業等とのパートナーシップを築くため、「中央区緑の基本計画」にアダプト制度を創設することや（仮称）緑のボランティア推進会議を設置することを位置づけた。 ・民間施設の緑化については、20年4月に「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」を改正し、助成を充実することにより、緑化の推進を図った。 ・「中央区緑の基本計画」の改定作業において、すべての区有施設を対象として、屋上や壁面を緑化することを目標に、基礎調査を行うこととした。</p>

4. 施策の体系別評価

施策1 公園・児童遊園等の整備・充実

- ・石川島公園、佃三丁目公園および勝どき五丁目緑地の拡張整備により、量的拡大を図った。また、老朽化した久松児童公園を改修し、地域特性やニーズに合わせた整備を行った。これらの取り組みにより、公園・緑地を約5,000㎡増やすことができ、安全で快適な遊び場や憩いの場を整備・充実することができた。

施策2 水と緑のネットワークの形成

- ・歩道の拡幅工事や維持工事等により、街路樹の増加を図ることができた。また、植樹帯の新設や低木の植栽により、街路植栽の多層化、連続化を行ったことで、緑のネットワーク形成が図られたとともに、地域の特徴にあわせた特色ある樹種へ変更したことで、緑の質的充実が図られた。
- ・導流島を街角広場として整備したことで、快適でうるおいのある街路空間を創出することができた。

施策3 安全・快適な水辺環境の整備・充実

- ・朝潮運河沿いの晴海五丁目では、区と協議を行いながら背後地の開発事業者が水辺の散歩道を整備したことで、うるおいとやすらぎにあふれた水辺空間を創出することができた。

施策4 緑化の普及・啓発

- ・20年4月に「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」を改正し、民間施設の緑化助成を充実したことで助成件数が19年度20件から20年度29件に増加した。さらに、屋上や壁面緑化の手引を作成し、「花と苗木の即売会」の来場者やボランティア等に配布することにより、緑化の普及・啓発を図った。
- ・アダプト制度の創出や（仮称）緑のボランティア推進会議の設置を「中央区緑の基本計画」で位置づけるとともに、既存のボランティア活動である「花咲く街角ボランティア」の参加人数が約80人増加するなど、区民・事業者との協働による緑化活動を推進することができた。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

「中央区緑の基本計画」に掲げた目標を達成していくため、計画的に各施策に取り組む必要がある。

- ・公有地を有効活用し、さらに公園の拡張整備を推進していく必要がある。また、都の整備する公園が、地域特性やニーズに合った公園となるよう、都に働きかけていくことが必要である。
- ・街路樹の量的拡大をより一層推進していくとともに、街路の緑の多層化・連続化により緑視率を高め、花や緑の豊かさが実感できる整備を進める必要がある。
- ・河川・運河等の水辺空間を活かすため、都の耐震護岸整備や隅田川スーパー堤防整備等に合わせ、緑道を整備し、緑の連続性を確保する必要がある。
- ・緑化活動を支援する体制づくりを進め、民間緑化の指導や緑化助成制度に引き続き取り組んでいくことが重要である。また、全ての区有施設を対象に屋上や壁面の緑化を推進していくことにより、都市緑化の先導的役割を果たしていくとともに、多くの人々にこれらの取り組みの効果や必要性を広く普及・啓発していく必要がある。

6. 今後の方向性

今後、「中央区緑の基本計画」の目標の達成に向け、各施策に取り組んでいく。

施策1 公園・児童遊園等の整備・充実

- ・黎明橋公園については、隣接する都有地を活用し拡張するため、都に要望書を提出した。今後も都と協議を進め、公園改修に合わせ量的拡大を図っていく。
- ・都が整備する（仮称）晴海親水公園の整備については、地域ニーズに合った公園となるよう、都と調整を図っていく。

施策2 水と緑のネットワークの形成

- ・歩道拡幅や電線共同溝などの街路事業に合わせた街路樹の整備を積極的に進めるとともに、街路樹の間に中木や低木を植栽した植樹帯へと改修し、街路の緑の多層化、連続化を図り、緑視率50%達成を目指していく。

施策3 安全・快適な水辺環境の整備・充実

- ・隅田川のスーパー堤防修景整備や護岸裏の緑化、朝潮運河、新月島運河および亀島川の緑道整備等を進め、緑の連続性を確保することで、人々に親しまれる魅力ある水辺を整備していく。
- ・快適な水上交通ネットワークの拠点として活用されるよう、日本橋架橋100周年である平成23年4月までに、日本橋際の滝の広場に船着場を整備する。また、朝潮小型船発着施設については、港湾局から譲渡を受け、遊漁船の発着に加え、区主催イベントでの活用や、地域の活性化や災害時にも活用できるよう管理・運営を行う。

施策4 緑化の普及・啓発

- ・行政と区民・企業等が、年間を通して花壇や街路樹等のうち特定の場所を維持管理していくアダプト制度の本格実施、企業参加による緑づくり、緑化リーダーの育成等に取り組んでいく。また、長年にわたり緑化に貢献した方々の功績をたたえる「緑化表彰」や創意と工夫による花と緑の優秀な景観に寄与した公開空地整備や壁面緑化等に対する「緑化賞」等の緑化表彰制度を進め、区民・企業等が緑化活動に参加しやすい仕組みづくりや支援の充実を図っていく。
- ・ベランダにおける季節性の緑化を支援するため、ゴーヤ、アサガオ、ヘチマなどの種の支給や育成手引きの作成を行うなど、住宅系建築物の緑化を推進していく。
- ・「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」により、民間施設の緑化指導等を実施していく。また、必要に応じて緑化指導や緑化助成制度の見直しを行っていく。
- ・すべての区有施設を対象に屋上や壁面の緑化を推進し、区民にとって親しみのある施設としていく。また、浜町公園内に「(仮称) 水と緑の情報ギャラリー」を開設し、緑化の効果や有効性をパネル等で紹介するとともに、ボランティアの拠点として利用し、緑化の普及・啓発を図る。

施策評価表

【2008施策：消費生活】

所管部	区民部	所管課	区民生活課
-----	-----	-----	-------

1. 施策の体系および内容

<p>施策1 「かしこい消費者」の育成</p> <p>消費者相談の実施、消費者啓発資料の発行、消費生活講座・消費生活展の開催、学校教育・生涯学習との連携、消費者団体の支援</p> <p>施策2 消費生活の安定</p> <p>計量器定期検査事前調査、家庭用品品質表示・電気用品立入検査 電子タグ等ITを活用した情報提供手段の活用 高齢消費者の安全安心のための福祉部門や警察署等と連携した情報連絡体制の整備</p>

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
			—	—
			—	—
			—	—
			—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

<p>施策1 「かしこい消費者」の育成</p> <p>消費生活に関する専門の相談員3人を配置し、消費者被害に対応し、被害の拡大防止と救済に努めている。（平成20年度 相談件数 前年度比220件減の1,503件）</p> <p>消費者啓発資料を発行し、区施設、金融機関、町会・自治会、公衆浴場、幼稚園・保育所で配布した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ちゅうおう消費者だより 8,500部×4回 若者向け 4,500部 ・消費者相談事例集（隔年 平成20年度発行） 4,000部 ・中学生向けパンフレット 2,000部 <p>消費者が商品やサービス等について適切な選択が行えるよう消費生活講座を開催したほか、敬老館、高齢者クラブなどの講演会に相談員などの講師を派遣し、啓発活動を行う出前講座（講師派遣）を開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活講座 2回 参加者 延べ52人 ・消費生活夜間講座 2回 参加者 延べ40人 ・出前講座（講師派遣） 5回 参加者 延べ100人 <p>消費生活展を健康福祉まつりと同時開催し、生活に密着した企業や団体の協賛を得て、快適で安全なくらしを送るための知識・情報を幅広く提供した。（あかつき公園 参加者4,700人）</p> <p>消費者団体である中央区消費者友の会に対し、講演会講師謝礼の助成を行い、その活動を支援した。</p> <p>施策2 消費生活の安定</p> <p>消費生活の安定のため、適正な品質表示のための立入検査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品品質表示立入検査（日本橋地域） 検査実施店舗 1店 検査実施対象品目 8品目 21件（電気用品立入検査（日本橋地域） 検査対象店舗なし） <p>高齢消費者の安全安心のため、平成20年12月に「振り込め詐欺防止強化期間」とし、福祉部門と連携し、高齢者クラブ等を対象に啓発講話や啓発寸劇を行うとともに、区内警察署と連携し、街頭で振り込め詐欺防止の啓発活動を行った。</p>

4. 施策の体系別評価

施策1 「かしこい消費者」の育成

ゼロゼロ物件や利殖商法など次々と新種の消費者被害が発生し、また、多重債務問題や保険金不当不払など消費者被害が多様化・深刻化し、問題解決までに時間を要する相談が増加している。しかし、消費者だよりなど啓発資料の発行、消費生活講座・消費生活展の開催などによる消費者問題の周知や、悪質事業者への規制の強化などにより、消費者相談件数は平成16年度の2,684件をピークに減少し、平成20年度は1,503件となっており、区の施策は一定の成果をあげている。

また、出前講座（講師派遣）は平成20年度から開始した事業であり、実施回数が少なく周知が不足しているが、参加者のニーズにあった内容の講座を実施することができた。

施策2 消費生活の安定

家庭用品品質表示法に基づき、立入検査を行い、適正な品質表示の徹底を図ったほか、平成20年12月の福祉部門や区内警察署と連携した「振り込め詐欺防止強化期間」の取り組みなどにより、被害の発生が減少した。

- ・平成20年度 不当請求等を含む振り込め詐欺に関する相談件数 前年度比123件減の266件
振り込め詐欺発生件数 前年比11件減の50件（区内警察署集計）

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・消費者相談では、多様化・複雑化する消費者問題に対応するため、相談体制の充実が求められている。特に、高齢者を対象とする還付金詐欺などが多発していることから、あらゆる機会を通じて、注意喚起を行うとともに、高齢者に対する相談においては、相談後のフォローを含め、きめ細かく、丁寧な対応が求められている。
- ・出前講座（講師派遣）は、より積極的なPRを行っていく必要がある。

6. 今後の方向性

- ・平成21年9月、消費者庁の発足に合わせ、「消費者安全法」が施行され、消費生活センターが法律に明確に位置づけられた。本区の消費者行政の執行体制も同法に定める消費生活センターの要件を満たしていることから、平成22年4月に同法に基づく消費生活センターとして設置し、位置づけを明確にする。併せて、外出することが困難な高齢者の自宅に赴き、相談に応ずる訪問相談を実施するとともに、相談員が研修を受講する機会を確保するため、相談員の人数増など、相談体制の充実を図っていく。
- ・防災危機管理室と連携した携帯電話やパソコンへのメール配信（安全・安心メール）や消費生活センター独自のホームページなど、消費者安全確保のために必要な情報の迅速かつ的確な提供を行っていく。
- ・高齢者の被害防止のため、おとしより相談センター、警察署などの情報連絡体制を充実するとともに、町会・自治会による注意喚起のチラシ回覧や民生委員との連携など、高齢者を地域で見守る仕組みを構築していく。
- ・出前講座（講師派遣）は、区のおしらせへの掲載、チラシの配付などPRを積極的に行い、町会や高齢者クラブ、PTAなどに対し、受講者のニーズに添った講師を派遣することにより、啓発活動を行い、消費者被害の未然防止に努め、併せて、消費者相談窓口のPRを積極的に行う。

施策評価表

【2008施策：環境保全】

所管部	環境部	所管課	環境保全課
-----	-----	-----	-------

1. 施策の体系および内容

<p>施策1</p>	<p>地球にやさしいまちづくりの推進（一部「公園・緑地・水辺」および「道路・交通」の項に別掲） 環境情報拠点施設の整備、中央区版二酸化炭素排出抑制システムの普及、省エネルギー・自然エネルギー設備導入費用の助成、中央区の森等の事業を通して地球環境等の保全に努めるとともに公共施設の緑化や環境にやさしい舗装技術を導入してヒートアイランド対策を推進する。</p>
<p>施策2</p>	<p>快適で美しいまちづくりの推進 まちのクリーン活動、地域クリーンパトロール、自動車公害対策等の事業を通して快適な地域環境の創出を図る。</p>
<p>施策3</p>	<p>水と緑に親しむまちづくりの推進（「公園・緑地・水辺」の項に別掲） 公園・街角広場などの緑化、緑の散歩道の設置、街路樹の整備を推進し、あわせて多様な生物が生息できる護岸を整備して水と緑に親しみやすい環境を創出する。</p>

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
環境情報拠点施設の整備	1カ所	検討	—	—
中央区版二酸化炭素排出抑制システムの普及	二酸化炭素排出抑制システムの構築 二酸化炭素排出抑制システムの普及	システムの構築	—	—
省エネルギー・自然エネルギー設備導入費用の助成	設備導入費用の助成による普及	要綱制定等助成制度の準備	—	—
中央区の森	檜原村数馬地区30ha	協定地域を30ha 拡張	—	—
まちのクリーン活動	①クリーンデー参加団体数 50団体増 ②まちかどクリーンデー参加登録数 100件増 ③地域クリーン推進実践団体 登録数 10団体増	① 10団体増 (計269団体) ② 29件増 (計156件) ③ 2団体減 (計40団体)	—	—
地域クリーンパトロール	①街頭パトロールの実施 ②街頭キャンペーンの実施	①街頭パトロールの実施 ②街頭キャンペーンの実施	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 地球にやさしいまちづくりの推進

- ・環境情報拠点施設については、先進区の情報収集を実施した。
- ・中央区版二酸化炭素排出抑制システムについては、21年度より運用を開始できるよう、事業所用及び家庭用のシステムを構築した。
- ・省エネルギー・自然エネルギー設備導入費用の助成については、21年度より運用を開始できるよう、中央区版二酸化炭素排出抑制システムとの関連性をもたせた制度を創設した。
- ・中央区の森については、森林保全活動支援を一層進めるため協定地域を約30ha 拡大した。また、間伐材活用を図るために炭焼き小屋の再生整備を行った。
間伐実績 3.98ha 体験ツアー 2回（延べ46人参加）

施策2 快適で美しいまちづくりの推進

- ・街頭パトロールは19年度より4名増員し、14名（7班）体制で実施するとともに毎月1回キャンペーン等を実施した。

4. 施策の体系別評価

施策1 地球にやさしいまちづくりの推進

- ・中央区の森については、間伐、下草刈り、植樹などの森林保全活動が順調に進み、区域を大幅に拡大するなど二酸化炭素の吸収に寄与している。また、事業の先進性や趣旨が評価されるとともに、他区でも同様な取組が広がっている。一方で、区民の体験ツアーは年2回実施しているものの、区民や事業者、NPOなどの自主的な森林保全活動や間伐材の活用が図られていない。

施策2 快適で美しいまちづくりの推進

まちのクリーン活動

- ・区民・団体・事業者において、自らまちの美化を図り良好な生活環境を確保しようという気運が高まり、クリーンデー、まちかどクリーンデーに参加する団体数は目標を達成して着実に増加している。

地域クリーンパトロール

- ・区内主要6交差点の路上吸い殻調査によれば、条例施行前（平成16年4月）に比べて約1/30に減少し、着実に喫煙マナーの向上が図られている。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・中央区の森については、自主的な森林保全活動を促進するとともに間伐材の利用の拡大を図る必要がある。
- ・まちかどクリーンデーは、企業によるCSR活動の一環として増加している一方で、地域クリーン推進実践団体は、会員の高齢化が進むなど減少傾向にあることから、今後の地域美化活動のあり方について検討していく必要がある。
- ・歩きたばこ・ポイ捨てについては、大幅に減少しているものの、条例に適合する吸殻入れのある場所での受動喫煙対策に関する要望が増加しており、対応が必要である。

6. 今後の方向性

- ・中央区版二酸化炭素排出抑制システムなどの制度は、区民や事業者幅広くPRを行ない、普及を図る。
- ・中央区の森は、間伐材の活用経路の拡大を図るほか、区民や事業者が楽しみながら、自ら中央区の森の保全活動の協力に参加できるような事業展開を図っていく。
- ・全区有施設で省エネ診断及び太陽光発電調査を行う。
- ・まちのクリーン活動は、年1回行うクリーンデーや毎月行うまちかどクリーンデーに事業者やマンション入居者などの積極参加を促すとともに、区民・事業者が自らの力で快適で美しいまちを実現できるように引き続き支援していく。
- ・地域クリーンパトロールを引き続き実施し、歩きたばこ・ポイ捨て禁止に対する区民・在勤者への啓発活動に努める。また、近年増加している煙害等の苦情への対応が必要であることから、関連部署等との連携を図り、屋外の受動喫煙対策（分煙化・喫煙者への受け皿づくり）を推進することにより、喫煙者と非喫煙者双方にとって快適な地域環境の実現を目指す。

施策評価表

【2008施策：循環型社会】

所管部	環境部	所管課	清掃リサイクル課、中央清掃事務所
-----	-----	-----	------------------

1. 施策の体系および内容

施策1	「もったいない」という意識啓発と発生抑制の促進 環境に対する意識向上とリサイクルに対する理解を深める体系的な環境学習の推進、事業者の集積所におけるごみ排出量の基準の見直しや生ごみリサイクルの促進
施策2	多様なリサイクルシステムの構築 さまざまなリサイクルルートの開発、資源回収品目の拡大
施策3	環境負荷を低減した循環型清掃事業の推進 廃棄物の安全かつ適正な処理や地域密着型の清掃事業の推進

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
環境学習の推進	・幼稚園での実施件数 95回 ・小学校等での実施件数 151回	・幼稚園 6回 ・小学校 3回	—	—
資源回収品目の拡大	プラスチック製容器包装等資源回収品目の拡大	プラスチック製容器包装及び 蛍光管の拠点回収の実施 金属製のなべ・やかん・フライ パンの集積所回収の実施	—	—
ごみのふれあい収集の実施	ふれあい収集の実施	登録者 48人	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1	「もったいない」という意識啓発と発生抑制の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児・児童・保護者を対象に、演劇やごみの積み込み体験などの環境学習を幼稚園6回、小学校3回で行った。そのうち、小学校の1回は、中央清掃事務所と中央清掃工場との合同による実施という新しい試みを行った。 ・ 「子どもの頃からの環境教育」の一環として、ごみの発生抑制、再使用・リサイクル及び適正処理の大切さを理解してもらい、生活の中で積極的にリサイクル等を実践できるよう年齢に応じたパンフレットを作成し、小・中学校に配布した。 ・ リサイクル施設やごみ処理の現場を知ること、リサイクルやごみの減量への関心を高めることを目的として、小学生とその保護者向けに親子清掃・リサイクル施設見学会を実施した。また、平成20年度から新たに区内在住・在勤者向けの清掃・リサイクル施設見学会も実施した。 														
施策2	多様なリサイクルシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度については、次の品目の資源回収を新たに開始した。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品目名</th> <th style="width: 15%;">回収量</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プラスチック製容器包装</td> <td style="text-align: center;">41.20t</td> <td>拠点回収（小学校）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">28.61t</td> <td>10月から3月まで集積所回収のモデル実施</td> </tr> <tr> <td>蛍光管</td> <td style="text-align: center;">1.52t</td> <td>拠点回収（小学校）</td> </tr> <tr> <td>金属製なべ・やかん・フライパン</td> <td style="text-align: center;">6.67t</td> <td>集積所回収</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">平成21年度からのプラスチック製容器包装の集積所回収を実施するため、住民説明会を23回開催し、294人が出席した。その他、町会等の要請による説明を5回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資源物の持ち去りを防止するため、中央区廃棄物の処理及び再利用に関する条例を一部改正し、資源物持ち去り禁止を明確化するともに、禁止命令に違反した者の氏名を公表することとした。 	品目名	回収量	備考	プラスチック製容器包装	41.20t	拠点回収（小学校）	28.61t	10月から3月まで集積所回収のモデル実施	蛍光管	1.52t	拠点回収（小学校）	金属製なべ・やかん・フライパン	6.67t	集積所回収
品目名	回収量	備考													
プラスチック製容器包装	41.20t	拠点回収（小学校）													
	28.61t	10月から3月まで集積所回収のモデル実施													
蛍光管	1.52t	拠点回収（小学校）													
金属製なべ・やかん・フライパン	6.67t	集積所回収													

施策3 環境負荷を低減した循環型清掃事業の推進

- ・事業者に対するごみの排出・分別指導について、事業用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の建築物（大規模事業所等）の所有者に立入指導を実施し、排出指導を強化した。
立入指導件数 平成20年度 335件（平成19年度 189件）
- ・ごみのふれあい収集の登録者数 平成20年度末48人（平成19年度末43人）

4. 施策の体系別評価

施策1 「もったいない」という意識啓発と発生抑制の促進

- ・環境学習の実施件数は目標を下回ったが、受講した子ども達には好評で、清掃事業やリサイクルに対する理解が深まった。
- ・親子清掃・リサイクル施設見学会や清掃・リサイクル施設見学会を実施したことにより、参加者のリサイクルに対する意識やごみの減量について関心を高めることができた。

施策2 多様なリサイクルシステムの構築

- ・資源回収品目を拡大したことにより、資源回収率が前年度に比べて0.4ポイント増加した。
- ・プラスチック製容器包装については、受入れの中間処理施設が確保され、平成21年度からの集積所回収が可能となった。それに先立ち、住民説明会を開催したが、前年度の廃プラスチック等のサーマルリサイクル実施時と比較して、出席者数が少なく、PRが十分ではなかった。

施策3 環境負荷を低減した循環型清掃事業の推進

- ・大規模事業所等への立入指導の回数を増やしたことにより、事業所のごみの排出、リサイクルについて改善が図られた。
- ・ごみのふれあい収集の実施により、ごみの排出が困難な障害者や高齢者世帯に対する支援が図られた。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・子どもの頃からの環境学習の重要性を考慮すると、幼稚園や小学校での環境学習について、多様なプログラムや教材の開発が必要である。
- ・ごみを減量するには、ごみ処理やリサイクル等の現状を理解してもらうことが大切であるため、より多くの区民が施設見学会や講演会などに参加できるような工夫が必要である。
- ・プラスチック製容器包装の集積所回収については、区民に分かりやすく、十分な周知を図ることが必要である。
- ・ごみの更なる減量を図るうえで、本区のごみの約9割を占める事業系ごみの減量やリサイクルの推進は重要である。このため、事業系ごみについての取組みを強化するとともに、燃やすごみに占める割合が多い生ごみを減少させることが必要である。

6. 今後の方向性

- ・環境意識の向上とリサイクルへの理解を深めるため、環境学習について、環境や清掃リサイクルに係る対象者や年齢にあわせた教材・DVDを作成するなど、ごみの発生抑制につながる啓発活動を推進する。
- ・清掃リサイクルの理解を深めるために、今後のエコまつりはフリーマーケットとの同時開催により来場者数を増やしていく。清掃・リサイクル施設見学会についても土曜日実施などにより参加者を増やしていく。
- ・プラスチック製容器包装の集積所回収については、区のおしらせやホームページでの周知に加えて、チラシや冊子の各戸配布等さまざまな機会を通じて周知徹底を図るとともに、分別方法等の疑問やリサイクルによる資源化の状況などについて分かりやすく示すことで回収量の増加を図っていく。
- ・資源物の持ち去り防止については、パトロールの強化や区独自の新聞回収袋の配布、持ち去り禁止看板の設置などの防止対策を強化し、区民が安心して資源物を排出できる環境確保と区民の分別・リサイクル意識の高揚を図る。
- ・事業系ごみについて、再利用計画書等により排出状況を把握・分析し、ごみの減量とリサイクルを推進するため、立入指導の充実を図っていく。また、生ごみリサイクルを推進するため、事業者に対して食品リサイクル法の趣旨を伝え、収集業者との協議を要請するなど、その促進を図っていく。

施策評価表

【2008施策：道路・交通】

所管部	土木部	所管課	管理課、道路課
-----	-----	-----	---------

1. 施策の体系および内容

施策1	安全・安心でスムーズなみちづくり すべての人が安全で快適に歩行・移動できる歩行環境の整備、円滑な道路交通の推進、違法駐車防止、放置自転車の撤去および駐輪場の整備、オートバイ駐車場の整備
施策2	環境に配慮した美しいみちづくり 都心にふさわしいにぎわいのある道路空間と新たな舗装技術の導入による環境にやさしい道路の整備
施策3	災害に強いみちづくり 橋りょうの耐震補強や電線類の地中化による、緊急物資輸送路の確保や避難路の安全性向上など災害に強い都市基盤の整備
施策4	公共交通の整備促進 区内公共交通の更なる利便性向上、鉄道駅のバリアフリー化の促進

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
人にやさしい歩行環境の整備	歩道拡幅 5,010m 歩道新設 90m	歩道拡幅 400m	—	—
安心コミュニティ道路の整備	2路線	1路線	—	—
オートバイ駐車場の整備促進	整備促進	57台		
放置自転車防止活動	駐輪場整備 7カ所 放置禁止区域指定 1カ所 移送業務強化 3駅 撤去業務強化 4駅	駐輪場整備 1カ所	—	—
街路環境（シンボルロード）の整備	4路線	1路線	—	—
にぎわいのある道路の整備	17,320㎡	3,097㎡	—	—
環境にやさしい舗装技術の導入	低騒音舗装 106,500㎡ 遮熱性舗装 119,800㎡ 車道透水性舗装 10,000㎡	低騒音舗装 6,346㎡ 遮熱性舗装 4,296㎡ 車道透水性舗装 1,072㎡	—	—
橋りょうの新設	歩行者専用橋 1橋	予備設計	—	—
橋梁の架替え	1橋	基本設計、詳細設計	—	—
橋梁の耐震補強整備	5橋 歩道橋 2橋	晴月橋、鎧橋	—	—
電線共同溝の整備	5カ所	整備1カ所 設計1カ所	—	—
コミュニティバス等の導入による区民活動の活性化	コミュニティバスの導入・運行	導入検討	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 安全・安心でスムーズなみちづくり

- ・歩行環境の改善を図るため歩道拡幅整備を事業目標の8%整備した。
- ・自転車通行帯設置に対する住民等の意向を把握するため、歩道上に自転車通行帯を試験的に設置し、歩行者や自転車利用者にヒアリング調査および地域住民へのアンケート調査を実施した。
- ・大規模開発に合わせて整備した人形町一丁目駐輪場(収容台数61台)を開設した。

施策2 環境に配慮した美しいみちづくり

- ・街路環境整備は清洲橋通りで整備予定延長1,050m(370mは完了済み)のうち280m整備した。
- ・事業目標に対し低騒音舗装6%、遮熱性舗装4%、車道透水性舗装11%を整備した。

施策3 災害に強いみちづくり

- ・電線共同溝整備は室町四丁目4番～本町四丁目8番の詳細設計を実施し、本体工事を室町三丁目4番～本町三丁目1番で行った。
- ・朝潮運河に歩行者専用橋を設置するため予備設計を実施した。

施策4 公共交通の整備促進

- ・コミュニティバス導入検討委員会を3回開催するとともに、パブリックコメントを2回実施した

4. 施策の体系別評価

施策1 安全・安心でスムーズなみちづくり

- ・歩道拡幅整備は8%が完了し「基本計画2008」どおりに進捗したが、区道の約3割が有効幅員2.0mを確保していない。
- ・街路環境対象路線で自転車利用状況調査を実施しアンケートおよびヒアリング調査の結果、通行帯設置について8割以上の方が賛意を示し通行帯の有効性が確認できた。
- ・平成19年度に開設した人形町三丁目駐輪場(30台収容)と合わせ、人形町駅周辺における整備目標台数(450台)の約2割が整備済みとなった。

施策2 環境に配慮した美しいみちづくり

- ・街路環境整備は清洲橋通りを施工し「基本計画2008」で事業目標とした4路線、8,820mのうち6,180mが計画どおり完了し、やすらぎやうるおいのある魅力的な道路空間整備が推進された。
- ・「基本計画2008」で予定している数量のうち低騒音舗装6%、遮熱性舗装4%、車道透水性舗装11%が完了し、ヒートアイランド現象の緩和等に資する環境配慮型舗装の整備が推進された。

施策3 災害に強いみちづくり

- ・電線共同溝整備は事業計画どおり実施したが、地上機器設置位置の調整に時間を要した。
- ・朝潮運河に歩行者専用橋を設置するため予備設計を計画どおり実施した。架橋について引き続き地域の理解を深める必要がある。

施策4 公共交通の整備促進

- ・検討会において実施計画を策定することができたが、運賃およびバス停設置位置は確定できなかった。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

施策1 安全・安心でスムーズなみちづくり

- ・幅員2m未満の歩道を拡幅整備すると同時に現況マウントアップ方式の路線をセミフラット方式へ整備することでバリアフリーネットワークの形成を着実に進めていく必要がある。
- ・歩道幅員が4m以上の路線を選定し自転車通行帯の整備を進めていくが、自転車交通のターミナル施設である駐輪場整備や国道、都道とのネットワーク化を図る必要がある。
- ・計画されている駐輪場の整備に向けて、道路管理者や鉄道事業者など関係者との調整が必要である。

施策2 環境に配慮した美しいみちづくり

- ・低騒音舗装や遮熱性舗装の整備による効果を区民へわかりやすく示す必要がある。

施策3 災害に強いみちづくり

- ・基本計画に基づき電柱類の地中化を計画的に進めるために、景観やバリアフリーを考慮した地上機器類の地中化など新たな技術開発が必要である。
- ・歩行者専用橋設置の詳細設計にあたっては、課題となる防災、防犯、照明、景観、バリアフリーなどについて地域住民との合意形成を図る必要がある。

施策4 公共交通の整備促進

- ・平成21年12月にコミュニティバスの運行開始に向け、早急に運賃およびバス停設置位置を確定する必要がある。

6. 今後の方向性

施策1 安全・安心でスムーズなみちづくり

- ・歩道拡幅や歩道新設および歩道構造を段差、傾斜の少ないセミフラット方式の整備など「基本計画2008」の整備目標を着実に実施し、すべての人が安全で快適に移動できる道路空間の創出を図る。
- ・自転車通行帯の整備を進めるとともに、歩道拡幅整備に合わせた自転車駐輪場の設置や国道、都道とのネットワーク化を進めていく。
- ・道路管理者や鉄道事業者など関係者と適宜調整を行い、引き続き駅周辺に駐輪場の整備を進める。また、人形町区民館と合わせて建設中の地下駐輪場整備後に、人形町駅周辺を放置禁止区域に指定する。
- ・駐車場整備計画の改定に向けて、路上に放置された自動車・バイクの実態を調査するとともに、近年増加傾向にある自転車の利用状況について平日および休日の走行実態調査を行う。

施策2 環境に配慮した美しいみちづくり

- ・都心部にふさわしい都市景観を形成するため、引き続き街路環境整備を推進する。
- ・交通騒音を抑制する低騒音舗装と、ヒートアイランド現象の緩和に資する遮熱性舗装を実施するとともに路面温度表示板の設置を行い、区民等へのPRを図り、環境にやさしいみちづくりを推進していく。

施策3 災害に強いみちづくり

- ・災害に強い都市基盤を形成するため「中央区無電柱化計画」に基づき電柱類の地中化を進めるとともに、新たな技術開発の促進を関係機関へ要請する。
- ・行き止まり道路を解消し災害時の安全円滑な避難経路を確保するため、地域住民との合意形成のうえ、朝潮運河に歩行者専用橋を整備する。

施策4 公共交通の整備促進

- ・コミュニティバスについては、課題となっていた運賃やバス停設置位置が7月に開催した検討会で決定したことから12月の本格運行開始に向けて関係機関と綿密な事前調整のうえ、輸送の安全性や定時性確保、経営改善に努める。また運行後においては、地域公共交通会議の開催等により、システム改善に努めていく。
- ・混雑する勝どき駅の混雑緩和策を東京都と協力して実施する。

施策評価表

【2008 施策：防災・危機管理】

所管部	総務部	所管課	防災課、危機管理課
-----	-----	-----	-----------

1. 施策の体系および内容

施策 1	地域防災体制の充実・強化 防災拠点運営委員会の運営体制の活性化等を通じた地域防災力の向上、地域防災無線の再整備（デジタル化）等による情報通信伝達体制の強化
施策 2	災害に強く安全なまちづくりの推進 高層住宅居住者に対する防災知識の普及と意識の一層の向上
施策 3	速やかな復興体制の確立 本区特性の調査・研究を踏まえた震災後街並みや区民生活の速やかな復興
施策 4	国民保護対策の促進 国や都の動向を踏まえ、必要に応じた中央区国民保護計画の見直し
施策 5	犯罪に強いまちづくりの推進 自主的防犯パトロール活動団体への支援、防犯アドバイザーの派遣による助言・指導、防犯設備整備（共同住宅・個人）に対する助成等の実施
施策 6	健康危機管理体制の整備（「保健医療」の項に別掲） 予防接種率の向上による健康危機管理発生防止、健康危機管理体制の充実

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
防災センター機能の整備	・地域防災無線システムの整備 ・街頭Webカメラの設置 12台	地域防災無線システムの整備	—	—
防災拠点運営体制の支援	・防災拠点訓練の実施 21カ所 ・防災拠点活動の支援	・防災拠点訓練の実施 ・防災拠点活動の支援	—	—
高層住宅防災対策の推進	高層住宅防災対策の推進	高層住宅の防災マニュアルの作成支援	—	—
自主的パトロール実施団体への用具給付	自主的パトロール実施団体への用具給付 100団体	自主的パトロール実施団体への用具給付	—	—
共同住宅生活安全（防犯）アドバイザー派遣	共同住宅生活安全（防犯）アドバイザー派遣 100回	共同住宅生活安全（防犯）アドバイザー派遣	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策 1	地域防災体制の充実・強化 防災拠点運営委員会活動の支援を行った。 ・会議開催支援 21委員会延べ70回の開催 ・拠点訓練支援 20委員会延べ3,107人の参加 ・活動マニュアル作成支援 10委員会 地域防災無線の整備 電波利用方式のアナログからデジタル化に伴う設備整備（平成21年度まで） 基地局1局、子局145局の整備
施策 2	災害に強く安全なまちづくりの推進 超高層住宅防災マニュアル作成の支援 2棟
施策 5	犯罪に強いまちづくりの推進 自主的防犯活動団体10団体に、パトロール用具の給付を行った。件数・給付額ともに前年度実績を上回っている。（平成19年度2件→平成20年度10件） マンション管理組合等に対し共同住宅生活安全（防犯）アドバイザーを派遣し、防犯カメラの効果的な設置方法や防犯対策について助言・指導を行った。（2件）

4. 施策の体系別評価

- 施策 1** 昨年度は、すべての防災拠点運営委員会で継続的に会合が開催され、20の委員会で防災訓練が行われた。また、10の委員会で活動マニュアルが作成され、全委員会で活動マニュアルを整備した。これにより、防災体制の着実な強化が図られている。
- また、地域防災無線のデジタル化を進めた結果、平成20年度に約半数の機器の更新が進み、災害時の情報収集・伝達手段が強化された。
- 施策 2** マンション居住者が8割を超えている本区では、高層住宅防災対策の推進が重要課題である。そのため平成20年度は、2棟で高層住宅の持つ特性や建物構造等を踏まえた防災マニュアルが策定され、防災行動力の強化と防災知識の普及・啓発を図ることができた。
- 施策 5** 区の広報媒体を活用したPRとともに、粘り強く地域団体等に働きかけたことにより、防犯活動団体への用具給付事業や共同住宅生活安全（防犯）アドバイザー派遣事業など区の防犯関連事業の認知度が着実に上がってきている。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- 施策 1** 防災拠点活動は訓練の中で「行動マニュアル」を周知徹底し、検証と見直しを重ねて実効性を高めていくことが必要である。また、区政世論調査では、防災拠点の認知度は約5割であり、特に若い世代や居住年数の短い区民に知られていない。平常時の拠点活動を通じて地域内の交流を深め、相互に顔のわかる防災体制づくりが必要である。
- 災害時に一刻も早く状況を把握し、区民や関係機関に対して必要な情報を伝える収集・伝達手段を確立するとともに、地域資源を活用した帰宅困難者対策の検討が必要である。
- 施策 2** 区政世論調査では、同階居住者を知らない集合住宅居住者が4割を超え、コミュニティ意識や連帯感が高いとはいえない。いざという時の近隣の助け合いが進むよう、居住者自身が進める集合住宅防災対策の支援が必要である。また、高層住宅は耐震性が高く、防災対策が進めば被災後も自宅での生活継続が可能となることから、一人ひとりの防災意識を高める啓発事業と取り組みを促進する支援が必要である。
- 施策 3** 震災後、都市機能の回復や区民生活の速やかな安定を図るため、復興の進め方や体制づくりを事前に検討・研究しておくことが重要である。
- 施策 4** 国や都の動向を踏まえながら、国際的な緊急事態への対処も含めて、正確な情報の把握と区民への迅速な周知体制の確立することが必要である。
- 施策 5** 地域の防犯力アップのためには、共同住宅だけでなく個人や区内各種団体への専門家の派遣など、防犯アドバイザーのさらなる活用が必要である。

6. 今後の方向性

- 施策 1**
- ・拠点防災訓練を充実することで多様な地域住民の参加を促すとともに、委員会活動をわかりやすく紹介するパンフレットやDVDなどの映像資料を作成・活用しながら区民の認知度を高めていく。
 - ・21年度は防災フェアを開催し、地域の方々に防災に対する意識啓発を図り、多くの参加を得た。引き続き、防災拠点、防災区民組織等の訓練を中心に啓発活動を行っていく。
 - ・災害時にまちの状況を把握し、広く情報を発信できるように、インターネット配信が可能な街頭Webカメラの設置を検討していく。
 - ・大規模開発区域内に開発事業者が整備するオープンスペースを平常時の地域貢献とともに、災害時は帰宅困難者対策施設としても活用できるよう、事業者と協議を進めていく。
- 施策 2**
- ・コミュニティ形成も視野に入れながら、住民自身による高層住宅防災マニュアル作成に向けた支援などに引き続き取り組む。
 - ・高層住宅居住者と地域住民とが連携する防災訓練の構築など、相互理解を促進するような取り組みを試みていく。
 - ・被災後も高層住宅内で生活が継続できるよう、防災備蓄をはじめ必要な取り組みが促進されるような支援を行っていく。
- 施策 3**
- ・復興計画策定に向けた調査・研究を引き続き行っていく。
- 施策 4**
- ・中央区国民保護計画に沿って、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）などによる正確かつ迅速な情報収集に努めるとともに、区のホームページや防災行政無線などを活用した区民への提供体制を整備する。
- 施策 5**
- ・自主的防犯活動団体への支援を継続するとともに、新たな団体の育成も図れるよう警察署や防犯協会とさらなる連携を図っていく。
 - ・生活安全（防犯）アドバイザー派遣を共同住宅に加えて区民個人や町会や商店会、PTA等の地域団体にも拡充するとともに、個人や団体が行った防犯設備整備に要した経費の助成にあたっては、このアドバイザー派遣を前提とすることで効果的・効率的な防犯対策事業に結び付けていく。
 - ・区の広報媒体の活用はもとより、防災拠点運営委員会活動など防災事業と連携しながら事業の周知に努めていく。

施策評価表

【2008施策：地域整備】

所管部	都市整備部	所管課	地域整備課
-----	-------	-----	-------

1. 施策の体系および内容

施策1	地域の特性を踏まえた土地利用の促進 まちづくり協議会を通じた地域課題の把握、都市基盤整備、地域特性を踏まえたまちづくりの実現
施策2	良好なまちづくり まちづくりの核となる再開発の推進、地区計画による民間開発の誘導、災害に強いまちづくりの推進
施策3	美しい都市景観と良好な都市環境の形成 美しい都市景観づくりの推進

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
築地市場地区の再整備	<ul style="list-style-type: none"> ・区有地を活用した鮮魚マーケットの整備 ・都用地を活用したにぎわい施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備に向けた調査と検討 	—	—
名橋「日本橋」上空の首都高速道路撤去および日本橋川再生に向けたまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・仕組みの検討および国等への要請 ・モデル地区のまちづくり検討 ・他地区への検討拡大 ・日本橋再生推進協議会の運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本橋川再生に向けた手法の検討 ・日本橋再生推進協議会の運営 	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1	<p>地域の特性を踏まえた土地利用の促進</p> <p>民間事業者や東京都、中央区が計画しているまちづくり構想や事業計画等について、まちづくり協議会へ報告するとともに意見交換を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会の開催 12回
施策2	<p>良好なまちづくり</p> <p>住環境の改善と地域社会の活性化を目指し、都市開発諸制度の活用による地域整備の推進に努めているほか、「中央区市街地開発事業指導要綱」による行政指導を行い、良好な市街地整備の実現を推進している。</p> <p>(1) 地区計画を変更し、10戸以上の住宅計画における専有面積25㎡未満の住戸の建築制限を規定した。</p> <p>(2) 市街地再開発事業に対する助成 3地区</p> <p>(3) 中央区市街地開発事業指導要綱に基づく民間開発の届出件数 121件</p> <p>さらに、まちづくりの核となる「築地市場地区の活気とにぎわいビジョン」の実現に向け、場外地区のにぎわい施設の具体的な整備計画、管理運営方策等について継続的な調査を行ない、地元関係者等と検討・協議を行なった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいづくり戦略会議の開催 11回
施策3	<p>美しい都市景観と良好な都市環境の形成</p> <p>名橋『日本橋』上空の首都高速道路撤去および日本橋川再生に向け、日本橋再生推進協議会等で協議を行い、名橋「日本橋」や日本橋川を軸としたまちづくりを進めていくための手法や、新たな仕組みづくりに向けた検討を昨年に引き続き行なった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本橋再生推進協議会の開催 2回

4. 施策の体系別評価

施策1 地域の特性を踏まえた土地利用の促進

まちづくり協議会を通じ、地域住民と情報の共有化を図りつつ、地域課題に対応し、地域特性を踏まえたまちづくりを進めている。その成果のひとつとして、東京駅前地区については、地区全体が統一したコンセプトでまちづくりが進められることを目的に、中央区の基本的な考え方を整理した「東京駅前地域のまちづくりガイドライン」を取りまとめることができた。このような取り組みを積み重ねることにより地域課題の解消を目指したまちづくりの推進が図られる。

施策2 良好なまちづくり

築地市場地区におけるにぎわい施設づくりに向け、区有地を活用した場合の段階的な整備について、地元関係者と整備スケジュールの見直しや計画の詳細の検討を重ね、整備計画の具体化が図られた。

地区計画においては、良好な住環境を整える観点から、ワンルームマンション等狭小住宅の建設抑制を行い、定住型住宅の立地誘導が図られている。

施策3 美しい都市景観と良好な都市環境の形成

日本橋川再生の実現に向け、関係機関や日本橋再生推進協議会等で協議を行ない、日本橋川河岸街区と東京駅前地区の整備等との連携を前提とした都市計画の考え方を整理し、その検証を進めることの理解が得られた。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

施策1 まちづくり協議会の開催については、地域間での開催頻度に差が生じている。

施策2 にぎわい施設づくりに向け、関係者等の意向を踏まえ、マーケットの管理運営や配送センターの配置などの具体的な検討が必要である。

また、大規模開発事業等の実施に伴い、周辺地域に及ぼす環境変化等への対応が求められている。

施策3 これまでの検討内容を踏まえ、具体的な手法についてケーススタディを行ないながらまちづくりの手法として、実現の可能性について整理検討する必要がある。

6. 今後の方向性

施策1 昨年度、まちづくり協議会が開催されない地区もあり、協議会の設置目的である地域が抱える課題等を把握し、住民との協議を踏まえたまちづくりを推進するため、協議会の開催方法等について検討を行う。

施策2 築地市場の現在地再整備を都に求めつつ、万が一に備えた「築地市場地区の活気とにぎわいビジョン」の実現を念頭に置き、国や都の動向を注視しながら、区議会をはじめ地元関係者等の理解と協力が得られるよう調査検討を進め、良好なまちづくりを推進していく。

大規模開発事業等の実施に伴う周辺地域の環境変化等についても、調査・検討を進めるとともに、誘導・整備された防災関連施設の活用方法について、事業者と検討を進める。

施策3 首都高速道路の撤去及び日本橋川の再生に向け、日本橋川河岸街区のオープンスペース化について東京駅前地区を始めとする周辺整備との連携を前提とする都市計画の考え方をさらに整理するとともに、国等へ実施可能な事業スキームの構築を働きかけ、その実現を目指す。

施策評価表

【2008 施策：商店街振興】

所管部	区民部	所管課	商工観光課
-----	-----	-----	-------

1. 施策の体系および内容

施策1 商店街の活性化

「顧客や区民とともにグローバルに発信する21世紀型商店街」をめざし、地域特性や地域資源を活かした商店街振興の推進。商店街への加入促進。商店街ビジョンへの支援等。

施策2 商店街の共同活動の支援

観光商業まつりの実施。商店街の共同活動の支援。商店街と地域住民やNPOとの連携を図り、景観に優れたにぎわいのあるまちづくりの創出。

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
特色ある地域商店街づくり	特色ある地域商店街づくり 12商店街	3 商店街	—	—
	商店街ビジョンづくりの 支援補助 5 商店街	—	—	—
	商店街ビジョンの実現支 援補助	1 商店街	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 商店街の活性化

- ・特色ある地域商店街づくりとして、3 商店街の街路灯の建替工事費や歩道拡幅美装化工事費の補助を行った。また、商店街ビジョンの実現支援として1 商店街の街路整備工事費の補助を行った。

特色ある地域商店街づくり

銀座みゆき通り美化会・銀座ナイン出店者会・人形町商店街協同組合

商店街ビジョンの実現支援

人形町商店街協同組合

- ・商店街美化促進事業補助として、商店街の地域環境に適合した個性と魅力ある商店街づくりを支援し、商店街自らが行った環境整備事業により整備した施設で商店街が負担する維持管理費について補助を行った。

街路灯清掃委託 296基

街路灯電気料助成 715基

歩道等舗装工事 1 商店街

- ・東京都の「新・元気をさせ商店街事業」（イベント事業）と連動した事業費補助を行った。

平成20年度実績：37事業（平成19年度実績：38事業）

- ・顧客拡大および商店会への加盟の促進を図るため、中央区商店街連合会と連携し、統一キャンペーンを実施した。

平成21年1月26日から28日まで実施

施策2 商店街の共同活動の支援

- ・観光商業まつりを開催し、観光客の誘致を促進するとともに顧客サービスの向上および商業意欲の高揚を図った。

平成20年10月1日から11月5日まで実施

- ・共通買物券を発行することにより、個人消費を刺激し景気回復を図るとともに区内中小小売店等への支援を行った。（平成12年度から実施）また、平成20年度は緊急経済対策として、追加販売を行った。

発行枚数 880,000枚（内追加販売分 220,000枚）

登録店舗数 1,340店舗（平成21年3月31日現在）

4. 施策の体系別評価

施策1 商店街の活性化

商店街自身が商店街の活性化事業に積極的に取り組めるよう、補助制度の実施やアドバイザーの派遣、統一キャンペーンなどの事業を展開し、それらに携わった商店会については、活性化に繋げることができた。

施策2 商店街の共同活動の支援

- ・ 共通買物券を発行し、区内経済の活性化や区内中小小売店等への支援を行うことができた。
- ・ 商店街の共同活動を支援するため、10月1日から11月5日までの間、観光商業まつりを実施し、顧客サービスの向上および商店街の共同活動意識の高揚が図られた。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・ 商店街の活性化には、区からの補助だけではなく商店会自らの経費負担も伴うことから、商店会の状況によっては実施を難しくしている側面がある。
- ・ 商店会の集客力等の増加を図るイベントについては、より効果的で円滑に進めるため実施時期やPR方法等について、中央区商店街連合会との連携をより密にし、進めていく必要がある。
- ・ 顧客サービスの向上および商店街の共同活動意識をより高揚させるためには、各店舗等からの意見も広く聞き、実施内容に反映させるなどの検討を加えながら観光商業まつりを実施していく必要がある。

6. 今後の方向性

- ・ 商店街振興のみならず地域社会に活力やうるおいをあたえるイベント事業、地域の安全やコミュニティの核となる施設整備事業等、商店街が行う事業に対し東京都の「新・元気を出せ商店街事業」と連動した助成を継続実施していく。
- ・ 商店街が自ら行う環境整備・販売促進事業等に対し経費の一部を助成し、個性豊かな商店街づくりを支援していく。
- ・ 商店街の特色を表したシンボルの設置など、商店街の集客向上のための支援を行う。
- ・ 商店街ビジョンの実現支援等について、経費負担など商店会の状況によって実施が困難な商店会に対し、計画的に事業が推進できるよう相談やアドバイスを積極的に行っていく。
- ・ 商店会および中央区商店会連合会と連携し、効果的な統一キャンペーンの実施時期やPR方法の検討、加入の誘因づくりを行い、未加入店舗への加入促進を強化していく。
- ・ 個々の商店街事務局への支援強化や商店街連合会事務局の体制の強化を引き続き行う。
- ・ 観光商業まつりについては、区内業者が一体となることはもとより、各店舗等の意見を商店街ごとに集約し、実行委員会に諮るなど実施内容を工夫しながら事業を発展させ、観光客の誘致の促進や顧客サービスの向上を図るとともに、他のイベントと連携して実施し、相乗効果を上げていく。
- ・ 共通買物券の発行については、他の事業との連携や登録店の拡充を図っていく。

施策評価表

【2008施策：産業振興】

所管部	区民部	所管課	商工観光課
-----	-----	-----	-------

1. 施策の体系および内容

施策1 企業活動の活性化・近代化支援	区内の中小企業の情報化への対応や新技術の開発など新たな事業展開の促進を図り、企業活動の活性化・近代化の支援。日本橋問屋街地区での一層の活性化。商工業融資や相談・コンサルティング機能の充実による事業継続の支援
施策2 新たな産業の育成	創業・起業の促進やベンチャー企業等による新たな産業の育成のため、ハイテクセンターや産業会館といった産業振興施設の利用促進。ベンチャー企業の情報発信や起業家塾の開催など創業支援策の拡充。団塊の世代の地域復帰や女性の社会進出への支援
施策3 伝統工芸・産業の維持・保存	江戸時代から続く伝統工芸・産業の実態の把握。近代の伝統工芸・技能についても検証し、維持・保存のための支援
施策4 人材の確保と雇用の促進	国や東京都等と連携して、人材の確保や雇用の安定。ハローワーク等の関係機関と連携した若年層、高齢者、障害者等への就労支援
施策5 勤労者福祉の充実	企業主と業界の協力のもと、勤労者サービス公社の事業内容の充実

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
商工業融資の実施	商工業融資の実施	商工業融資の実施 ・あつ旋金額 20,752,277千円 ・利子補給金額 340,897千円 ・保証料補助金額 267,906千円 ・経営改善資金融資利子補助 7,609千円	—	—
創業支援事業	・検討会の開催 ・創業支援の実施	既存事業の見直し・検討	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 企業活動の活性化・近代化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業融資として、資金融資あつ旋(2,332件)・利子補給(23,249件)・信用保証料補助(1,624件)・経営改善資金融資利子補助(555件)等の融資を行った。また、平成20年度の商工相談件数は6,692件であり、平成19年度(3,608件)の約1.85倍となっている。 ・商工関係講座として、経営セミナー(年10回実施、参加者555名)・異業種交流会(年2回、参加者事業所数15事業所)・労働講座(2日間、受講者230名)等を実施した。
施策2 新たな産業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー企業(92事業所)の情報をホームページを通じて発信し、受注や人材獲得等の機会を提供した。 ・起業意欲のある方を対象に、起業に必要な基本知識(経営、財務等)を習得するための講習を実施した。(年一回、受講者14名) ・地域資源を活かした新しい事業を展開するために必要な知識や情報を提供するコミュニティビジネス講座を開催した。(10回開催・参加者21名)
施策3 伝統工芸・産業の維持・保存	本区各種功労者表彰において、伝統工芸者(1名)を表彰した。
施策4 人材の確保と雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区地域雇用問題連絡会議においてハローワーク飯田橋等関係機関と情報交換を行った。 ・ハローワーク飯田橋の協力を得て、ハローワークプラザ八重洲において「中央区緊急就労相談窓口」を開設した。(開設期間：47日、相談件数：77件)

施策5 勤労者福祉の充実

中央区勤労者サービス公社では区内事業所への戸別訪問による加入促進活動および「会員1万人目標・募集キャンペーン」を実施した結果、新規入会者の増加に繋がった。また、事業内容の見直しを行い、各種事業の効率化に努めた。

4. 施策の体系別評価

施策1 企業活動の活性化・近代化支援

平成19年度から実施している負担利率の優遇制度を高年齢者雇用の促進に貢献している事業所に対しても適用し、融資制度の充実を図った。また、既存の融資制度とは別枠で年2回の特別融資を実施した。さらに、都制度融資（経営緊急）を利用した小規模企業者に対して、信用保証料の補助（限度額30万円）を行うなど景気の悪化に対する金融支援策を講じることができた。

施策2 新たな産業の育成

コミュニティビジネス講座を10回開催した中で、参加者が実際に地元商店街へ行き、直接地域住民から意見を聞く講座を2回実施した。それにより、地域の現状や問題点、地域資源等について活きた意見や情報を参加者に提供することができた。

施策3 伝統工芸・産業の維持・保存

伝統工芸者を表彰することにより、伝統工芸を維持・保存するためのPRに努めた。一方本区の伝統工芸・産業の現状を広く把握するには至らなかった。

施策4 人材の確保と雇用の促進

中央区地域雇用問題連絡会議を通じ新たな事業展開（中央区緊急就労相談窓口の開設）が行われるなど、関係機関との連携により成果が上がった。

施策5 勤労者福祉の充実

中央区勤労者サービス公社のホームページの活用をはじめ、加入促進活動を積極的に行った結果、会員拡大に成果が見られた。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・景気の回復にはなお時間を要すると考えられることから、今後とも区内中小企業における資金需要を見極めながら、適切な金融支援策を講じていく必要がある。
- ・コミュニティビジネス講座と起業家塾の対象者はほぼ同じであったため、講座の実施方法を見直す必要がある。
- ・伝統工芸・産業の維持・保存では区で把握しているデータが古く、現状を把握することが課題となっている。
- ・人材の確保と雇用の促進では、関係機関との情報の共有化、連携の強化を図るとともに、雇用の機会を確保する方を検討する必要がある。
- ・中央区勤労者サービス公社の新規加入事業所は増えているものの退会者も多く見られることから、入会継続のためさらに魅力的な事業の実施が求められている。

6. 今後の方向性

- ・融資制度は、平成20年度に体系の見直しや限度額の引上げを行ったが、今後とも利用者のニーズに的確に対応できるよう努めていく。
- ・コミュニティビジネス講座と起業家塾をより効率的で効果的に実施するため、事業を統合して実施する。
- ・本区の伝統工芸・産業の実態を把握する調査を行い、情報交換のネットワークを構築するとともに、維持・保存さらにはPRに努めていく。
- ・人材の確保と雇用の促進では、「中央区地域雇用問題連絡会議」が有効に機能していることから、さらに関係機関との連携を密にし、雇用の拡大に向けた施策を実施する。
- ・中央区勤労者サービス公社の「会員1万人目標・募集キャンペーン」を引き続き実施し、さらなる加入促進に努めるが、区としても様々な機会をとらえて会員拡大への取り組みを支援していく。参加者のアンケート調査等から情報収集を行い、会員のニーズの把握に努め、より魅力的な事業の実施に役立てる。

施策評価表

【2008施策：観光】

所管部	区民部	所管課	商工観光課
-----	-----	-----	-------

1. 施策の体系および内容

施策1	観光基盤の整備 観光事業の推進体制のさらなる整備・充実。最新の情報通信手段などを活用した本区の魅力の積極的な区内外への発信。観光案内所の整備やわかりやすい観光案内板の設置など観光案内機能の強化
施策2	観光資源の活用および創出 景観の再生、観光資源の相互の連結や組合せなどによる新たな観光資源の創出
施策3	観光行事等の開催・支援 観光商業まつり、東京湾大華火祭、大江戸まつり盆おどり大会等の実施および地域や団体が行う行事への支援

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
水辺におけるイベント等観光資源の創出	・調査・検討 ・イベントの支援	関係団体より情報等を収集	—	—
観光拠点施設の整備	・観光センターの整備 ・観光案内機能の強化	観光案内機能強化の検討	—	—
東京湾大華火祭の開催	年一回開催	平成20年8月10日実施 観客数 約70万人	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1	観光基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・観光事業の実施に当たっては中央区観光協会を実施主体とし、民間の柔軟な発想を取り入れるとともに行政の立場からその活動を支援することで効果的な事業展開を行った。 ・観光事業の拡大を図るため、観光ボランティアガイドを引き続き実施するとともに、中央区の魅力を区内外に再認識してもらい、新たな中央区ファンを作る目的で区内の観光スポットや歴史、文化等を題材にした23区初となる「中央区観光検定」を実施した。検定の得点上位者を「観光協会特派員」として登録した。
施策2	観光資源の活用および創出 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における勉強会への参加 水辺の活用に関し、地域が主体となって研究を進めている勉強会に、区職員も参加し、情報等を収集した。 ・アンテナショップとの連携 アンテナショップ連携推進協議会での協議を踏まえ、平成20年度「第3回中央区内アンテナショップスタンプラリー」を実施（13店舗参加）するとともに、「中央区大江戸まつり盆おどり大会」（6店舗参加）や地域が主催するイベントへの出店を働きかけた。
施策3	観光行事等の開催・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・東京湾大華火祭（8月10日（日）実施） ふるさと意識の高揚と観光商業の発展に資するため、晴海埠頭において花火大会を開催した。 花火数 12,000発 観客数 約70万人 ・観光商業まつりを開催し、観光客の誘致を促進した。 ・大江戸まつり盆おどり大会（「コミュニティ」に別掲）

4. 施策の体系別評価

施策1 観光基盤の整備

- ・中央区文化財サポーター協会と協力し、区内観光に訪れた方をサポートする観光ボランティアガイドを引き続き実施し、観光案内機能の充実を図ることができた。
- ・観光検定を実施したことにより、本区の観光事業に興味を持ってもらうことができた。
- ・築地のバス専用駐車場（市場橋駐車場）の利用時間延長、インターネットからの予約受付などの観光事業の充実を図ることができた。

施策2 観光資源の活用および創出

アンテナショップ連携推進協議会を通じて、今後の取組や意見交換を行うなど、アンテナショップ間の交流を図ることができた。

施策3 観光行事等の開催・支援

- ・東京湾大華火祭
魅力ある都心の花火大会として、地元商店街や企業など各方面に経済効果をもたらしており、地域経済の活性化に大きく貢献している。
- ・観光商業まつり
区内商業者が一体となって商業・観光意欲を促進し、にぎわいを創出している。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・観光協会の人材育成を図り、自主財源の確保や会員の増加を目指し、主体的に活動できるよう、活動体制を強化していく必要がある。
- ・観光協会特派員の活動内容の充実を図る必要がある。
- ・区内アンテナショップの来場者数増加のため、PRの方法等を検討する必要がある。
- ・東京湾大華火祭については、事業経費の縮減に努めるとともに、協賛金の獲得など安定的な財源確保を図っていく。また、運営主体への参加についても、引き続き関係各区に働きかけを粘り強く行っていく必要がある。

6. 今後の方向性

- ・中央区観光協会に観光プロデューサーを配置していることから、民間の柔軟な発想を取り入れながら観光事業を展開していく。また、中央区観光協会設立50周年行事を契機に、更なる活動体制の強化と事業展開を図っていく。
- ・観光協会特派員が区内をめぐって得た観光スポットや歴史、文化等の情報を中央区観光協会のホームページに掲載し、本区の魅力をPRしてもらう。
- ・中央区内に新規オープンするアンテナショップについては、アンテナショップ連携推進協議会への加入を依頼し、区とアンテナショップの連携等をさらに強化していく。また、PRの方法としてチラシ等の作成について検討していく。
- ・水辺の活用に関し、関係団体との連携や調整を図り、検討を進めていく。
- ・観光拠点施設の整備に向けて、更に検討をしていく。
- ・東京湾大華火祭については、区民のうらおいとやすらぎの場を提供するとともに、継続することで観光資源としても価値を高め、より一層観光商業の発展に寄与していく。
- ・観光商業まつりについては、区内業者が一体となり、実施内容を精査しながら事業を発展させ観光客の誘致の促進や顧客サービスの向上を図っていく。

施策評価表

【2008施策：家庭教育への支援】

所管部	区民部	所管課	文化・生涯学習課
-----	-----	-----	----------

1. 施策の体系および内容

施策1 家庭の教育力の向上 発達段階に応じた課題別の講座、家庭教育学習会や、PTAなどの親による自主的な学習会の充実による家庭の教育力の向上 父親の家庭教育への参加の促進	
施策2 家庭・地域・学校の連携 「中央区地域家庭教育推進協議会」を核に、地域の各団体が協働・連携しながら地域家庭教育を推進	

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
			—	—
			—	—
			—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 家庭の教育力の向上	文部科学省の受託事業が平成19年度で終了したことから、平成20年度より従来実施してきたライフステージに応じた課題別家庭教育学習会を、中央区地域家庭教育推進協議会の主催事業として行った。また、幼稚園・学校、PTA、児童館父母会、地域の子育て支援サークル等に対し、助言や講師謝金の負担を行い、共催で家庭教育学習会を実施した。 56講座（63回） 参加者3,855人（大人2,051人（内父親175人）子ども1,804人） 父親の参加率8.5% 内訳 1 主催 ①子育てキャンパス 乳幼児期コース 5回 延べ73人（託児58人） 思春期コース 2回 延べ39人 学習障害を考える講座 1回 18人（託児1人） ②父親の家庭教育への参加の促進事業「おやじの出番」の実施 3講座 参加者108人 ③親子のふれあいイベント 1回 延べ52人 2 共催（共催・協力団体 52団体） 49講座 51回
施策2 家庭・地域・学校の連携	・子育てサークル等による自主的な学習会等の実施 協議会が主催した平成19年度子育てサポーターリーダー養成講座の修了生による学習会等の実施 3講座（5回） 延べ166人参加（託児16人） ・協議会の主催により、学習会実施団体による報告・交流会、報告パネルの展示会の実施 参加者数 70人（平成21年3月7日（土） 会場 教育センター）

4. 施策の体系別評価

施策1 家庭の教育力の向上

- ・家庭教育学習会については、実施回数および参加者数とも一定数あり、学習会の内容にも工夫が見られる。
- ・父親の家庭教育への参加を促す目的で実施した「おやじの出番」等の講座の開催により参加率は前年度と比較し2.5ポイント向上し、交流会では積極的な意見交換がなされ、父親の家庭教育への参加意識を高めるきっかけとなった。
- ・託児付の学習会を開催し、家庭教育の学習会に参加しにくい保護者（共働き家庭、乳幼児をかかえた家庭など）にも参加を促した。

施策2 家庭・地域・学校の連携

- ・協議会の活動を通じて、地域の学校、家庭、子育てを応援するボランティアの交流を図ることができた。
- ・協議会が主催した子育てサポーターリーダー養成講座修了生が、自主的学習会や親子で触れ合うイベントの実施、学習会での託児を担当するなど、地域で子育てを応援する活動を推進した。また、子育てサポーターリーダー養成講座修了生が、女性センターの新規事業をスタッフとしてサポートすることが決定し、女性センターと連携を図りながら、地域で家庭教育を支える取り組みを広げた。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・少子化、核家族化などの理由から、家庭の中で子育ての経験が伝わる機会が少なくなり、子育てに不安を感じている親が増えている。中央区保育需要・子育て支援に関する実態調査（平成20年）によれば、子育てに関して不安や負担を感じる乳幼児の親55.1%、児童の親52.8%となっている。
- ・家庭教育学習会は一定数実施しているが、さまざまな理由で家庭教育の学習会に参加しにくい家庭や、子育てに関心の低い親の参加をさらに促進していく必要がある。

6. 今後の方向性

- ・さまざまな理由で家庭教育の学習会に参加しにくい家庭に対し、保護者会やイベントなどの保護者が集まりやすい機会を活用し家庭教育学習会を実施する。また、学習会の内容や開催方法を工夫するとともに託児付の学習会を開催するなど、保護者が参加しやすい学習会の提供を図り、参加者を拡大する。
- ・子育てに関心の低い親への対応と、地域や個々の家庭の状況を踏まえた子育ての不安や負担を軽減するためのきめ細かな家庭教育支援に取り組んでいく。
- ・「おやじの出番」の参加者や「おやじの会」との交流を図りながら、父親の積極的な家庭教育への参加を促す学習会を開催していく。
- ・「中央区地域家庭教育推進協議会」が核となり、家庭教育学習会の開催や子育てサポーターリーダーの活動を支援し、教育センター、子ども家庭支援センター、女性センター等との連携を通じて、地域全体で子育て・家庭教育に取り組むためのネットワークを構築する。

施策評価表

【2008施策：学校教育】

所管部	教育委員会	所管課	教育委員会事務局庶務課
------------	--------------	------------	--------------------

1. 施策の体系および内容

施策1	学習指導の充実と学力の向上 教員の資質向上と習熟度別指導や補修学習など個に応じたきめ細かい指導の充実を図る。 読書活動や健康教育を推進し、健全な心と体を育成することにより学力の一層の向上を図る。
施策2	個性を生かす教育の充実 適応教室の個別指導や教育相談の充実とともに、学校における「心の教育」を推進する。 乳幼児期から中学校卒業までの一貫した教育体制を目指し、特別支援教育を推進する。
施策3	地域に開かれた学校づくり 学校教育情報の発信と学校評価制度の推進などにより保護者や区民に信頼される学校づくりを行う。 学校施設の地域開放を推進する。
施策4	良好な教育環境の整備 新しい時代に即した教育環境を整備し、防災拠点や地域の核として機能するよう、計画的な施設更新を進めるとともに、エコスクールの推進に努める。
施策5	幼児教育の充実 幼稚園の預かり保育の拡充や保育所との連携による幼児教育の充実とともに、認定こども園の整備を推進する。

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
健康教育の推進（体力アップと食育の充実）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤体育指導補助員の配置 全小学校 ・中学校部活動外部指導員の充実 ・食育に関する指導の実施 全小・中学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常勤体育指導補助員の配置 全小学校 ・中学校部活動外部指導員の充実 ・食育に関する指導の実施 全小・中学校 	—	—
小学校における理数教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・理科支援員の配置 全小学校（5・6年） ・算数非常勤講師の配置 全小学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・理科支援員の配置 全小学校（5・6年） ・算数非常勤講師の配置 全小学校 	—	—
フロンティアスクール	<ul style="list-style-type: none"> ・フロンティアスクールの運営 ・研究成果による教育活動の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・フロンティアスクールの運営 ・研究成果による教育活動の向上 	—	—
学力向上につながるICT機器の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・電子情報ボードを活用した授業の充実 全小・中学校 ・教材の開発・データベース化 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子情報ボードを活用した授業の充実 小学校3校・全中学校 ・教材の開発・データベース化 	—	—
心の教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・命と心の授業の実施 全小・中学校 ・適応教室専門員の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・命と心の授業の実施 全小・中学校 ・適応教室専門員の配置 	—	—
校舎等の整備（改築）	小学校3校	小学校改築計画策定調査の実施	—	—
校舎等の改修（改修）	校舎等の改修（予防保全等）全校施設対象	校舎等の改修（予防保全等）全校施設	—	—

エコスクールの推進	エコスクールの推進	エコスクールの推進	—	—
幼稚園の預かり保育の充実	預かり保育の充実	新規1園実施(有馬幼稚園)	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 学習指導の充実と学力の向上

- ・到達度診断テストの実施
- ・小学校の学力向上対策
理科支援員の配置 小学校第5・6学年全学級（各学級年間90時間）に配置 計19名
算数非常勤講師の配置 小学校全校に配置（各校1名配置） 計16名
- ・中学校の学力向上対策
非常勤講師の増員 中学校全校の国語・数学・英語科（各1名→2名に増員）配置 計25名
- ・健康教育の推進
体育指導補助員の配置 小学校全校に配置（週4日配置10校 週2日配置6校 計18名）
中学校部活動外部指導員活用の拡充 中学校全校に配置 年800回→1,909回
- ・フロンティアスクールの設置
「学校間ネットワーク」と「ICT機器の活用による先進的な授業開発」について研究
フロンティアスクール推進協議会 延べ3回実施

施策2 個性を生かす教育の充実

- ・教育相談体制の充実
専任教育相談員の派遣回数増 月1回（半日）→月2回（全日）（区立保育園11園・月島幼稚園）
- ・適応教室「わくわく21」の充実
適応教室専門員（教職経験者）の増員 2名
- ・学習指導補助員の配置の充実
特別の支援を要する児童・生徒が在籍する学級に配置 47学級→54学級
- ・中学校における通級指導学級設置準備事務
- ・特認校制度実施のための準備事務

施策3 地域に開かれた学校づくり

- ・学校評価システム（自己評価、学校関係者評価）の構築
学校関係者評価委員会（自己評価含む。）の実施 全小・中学校 各校3～5回
自己評価報告書及び学校関係者評価報告書の公開（各学校ホームページ）

施策4 良好な教育環境の整備

- ・小学校改築計画策定調査の実施
- ・小・中学校校舎等の改修
屋上改修：久松小、阪本小、月島第一小、宇佐美学園
外壁改修：日本橋小、阪本小、宇佐美学園（寮舎棟）
校庭改修：久松小、月島第二小、月島第三小、晴海中、柏学園（テニスコート）
内部改修：泰明小
プール改修：城東小、中央小、有馬小、月島第三小、銀座中、晴海中
- ・エコスクールの推進
ビオトープの設置（阪本小）、壁面緑化の調査・検討

施策5 幼児教育の充実

- ・幼稚園における預かり保育の充実
有馬幼稚園における預かり保育の実施
- ・就学前教育の充実を図るため、平成20年度には保幼小連絡協議会において、3・4歳児向けのリーフレット作成の協議を行った。
- ・認定こども園の整備
小学校改築計画の対象校3校のうち、明正小学校・幼稚園の改築に合わせた認定こども園の整備について課題整理を行った。

4. 施策の体系別評価

施策1 学習指導の充実と学力の向上

- ・到達度診断テストは、全国平均と東京都平均との比較から、本区児童・生徒の学力到達度の水準を把握するとともに、各学級においては観点別到達状況を把握・分析し、授業改善プラン作成の手立てとして活用されている。
- ・理科支援員を配置し、観察・実験等の準備、後片付けや指導補助を担当と分担することにより、理科教育の充実を図ることができた。
- ・小学校算数非常勤講師の配置や中学校非常勤講師の増員により、少人数による習熟度別指導・個別指導などよりきめ細やかな指導が充実し、児童・生徒の学習意欲の向上に効果があがっている。
- ・体育指導補助員を配置することにより、体育授業での実技指導の充実やマイスクールスポーツ（1校1運動）の定着などが図られ、学校における体力づくりの推進に効果があがっている。
- ・中学校部活動外部指導員の専門的知識や指導に接する機会を増やすことにより、部活動の充実が図れた。
- ・フロンティアスクール推進協議会やコーディネーターの活用により、ICT機器の導入に伴う、教育課題の研究・開発に向けた基盤づくりができた。
- ・ICT機器の活用推進により、児童・生徒の興味、関心、意欲が喚起された。

施策2 個性を生かす教育の充実

- ・専任教育相談員の保育園・幼稚園派遣回数増により、幼児期における発達段階への対応が充実し、教育相談や福祉センター、就学相談などへつながることができた。
- ・適応教室専門員の増員により、学校訪問の機会が増え、不登校児童生徒へのきめ細かな対応が可能となった。また、適応教室へ通室している児童・生徒への授業の充実も図られ、学校復帰へ向けた児童・生徒や保護者の不安解消に成果をあげている。
- ・学習指導補助員の配置数を拡充し、特別の支援を必要とする学級の担任と連携を図ることにより、個別支援計画に基づく特別支援教育の充実が図られた。
- ・特別支援教育の一環として新たに中学校に通級指導学級（情緒障害等）を設置することとし、平成21年度開設に向けた準備を行った。
- ・通学区域の弾力化について検討した結果、特認校制度を採用することとし、小学校6校を指定することで保護者・児童の学校選択の幅を広げることができた。

施策3 地域に開かれた学校づくり

- ・学校評価システムでは、各学校長が学校評価結果や学校評議員会結果を基に学校経営方針を策定するため、学校の一層の信頼獲得につながり、地域に開かれる学校づくりに大きな役割を果たしている。

施策4 良好な教育環境の整備

- ・小学校改築計画策定調査において小学校改築の全体計画や改築校の個別計画の検討を行い、改築計画の具体化に向け、今後の方向性を示すことができた。
- ・エコスクールの推進は、環境負荷の低減や自然との共生に対応するとともに、環境教育の充実にも大きく貢献している。

施策5 幼児教育の充実

- ・有馬幼稚園での預かり保育実施により、区内3地域でサービスを提供することができた。
- ・保幼小連絡協議会において、5歳児向けリーフレットから3・4歳児向けのリーフレット作成の検討を行い、小学校教育への円滑な接続の推進に寄与した。
- ・認定こども園の整備を、明正小学校・幼稚園の改築計画の検討課題のひとつに位置付けたことにより、計画実現の方向性を示すことができた。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・平成18年の教育基本法改正と平成20年7月に国の教育振興基本計画が閣議決定されたことを受け、中央区教育振興基本計画の策定が必要である。
- ・現行の学力診断テストは、本区児童・生徒の学力到達度の把握及び授業改善プランへの活用という初期の目的は達成しているが、学年進行による継続した指導への活用には課題がある。また、小・中学校の連携・交流を推進するためのカリキュラムの検討も必要である。
- ・新学習指導要領への対応については、平成21年度からその一部を前倒して実施するが、全面実施に向けた教育課程の編成・実施について、十分な検証が必要である。
- ・教科別の非常勤講師等の配置により教育効果の向上が図られているが、指導に当たる非常勤講師等の継続的・安定的な確保とその指導力の向上が今後の課題である。
- ・教員のICT活用指導力及び授業力の向上をはじめ、教材の開発・集積や共有化などが課題となっている。

- ・特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、適切な教育的支援を行うために、保護者の同意を得ながら生活や指導の様子を引き継ぐなど、幼稚園・保育園・小学校等の連携を強化していく必要がある。
- ・学校評価システムの目的や学校改善の必要性を各教職員が自覚し、評価結果を次年度の改善につなげていくマネジメントサイクルの浸透・定着を図ることが必要である。
- ・各設備が更新時期を迎える学校施設については、施設の老朽化や劣化状況を適切に把握し、これまでの改修履歴を踏まえながら、新たな機能や環境負荷にも配慮し、改築・改修工事を実施することが必要である。また、工事は学校運営を行いながらの実施となるため、児童・生徒に負担をかけない工夫が必要である。
- ・預かり保育の実施や保幼小連絡協議会での取組みにより、幼児教育の充実が図られている。今後は認定こども園の整備について具体化な検討を進める必要がある。

6. 今後の方向性

- ① **中央区教育振興基本計画の推進（施策全体）**
 - ・平成21年度に策定する中央区教育振興基本計画に基づき、各種施策を着実に実行する。
- ② **学習力サポートテスト（施策1関連）**
 - ・学年進行による継続した指導に対応するため、21年度から到達度診断テストに代え、理科・社会を実施教科に加えるとともに、問題解決能力（思考力・判断力・応用力）を診断できる内容とした学習力サポートテストを実施した。今後は学習履歴や指導記録を蓄積し、学習診断カルテとして、学年進行や小・中学校の校種連携による指導の充実・向上に活用する。さらには個人別カルテを作成・配付し、具体的なメッセージにより児童・生徒の学習意欲と学力の向上を図る。
- ③ **カリキュラム連携型小中一貫校（施策1関連）**
 - ・小・中学校の連携・交流を進めるため、小・中学校で連続した一貫性のあるカリキュラムの策定等の作業を平成21年度から行っている。また、中学校と同一通学区内の小学校が一貫教育を実施するモデル校について検討し、魅力ある中学校づくりの推進を図る。
- ④ **新学習指導要領への円滑な移行（施策1、2、5関連）**
 - ・教育課程委員会において、移行期間中の指導計画を策定するとともに、各教科領域において綿密な検証を行い、新学習指導要領の全面实施に向けて円滑な移行を図る。
- ⑤ **非常勤講師等の活用（施策1、2関連）**
 - ・学校のニーズに合った専門的な知識や技能を有する非常勤講師等を継続的・安定的に確保するとともに、研修を実施し指導力の向上を図る。また、学校の規模や少人数担当教員の配置（都教委）状況により、講師や指導員の配置数を調整し、学校の意向に合わせた教科・領域での習熟度別指導・個別指導が可能となるような制度の検討を行う。
- ⑥ **フロンティアスクールの研究とICT機器活用の推進（施策1関連）**
 - ・フロンティアスクール（小学校3校）において進めているICT機器の活用とその環境整備に関する研究をさらに進める。
- ⑦ **特別支援教育の充実（施策2関連）**
 - ・通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対して、特別支援教育アドバイザーの派遣回数増や効果的な個別指導計画の作成・活用を行う。また、幼児期からの一貫した支援体制の充実を図るため、個別の教育支援計画の作成に取り組む。
 - ・現在、月島第一小学校に通級指導学級（情緒障害等）を設置しているが、対象者が増加しているため、新たに小学校の通級指導学級を設け、障害に応じた特別の指導を行う必要のある児童に対する環境整備を図る。
- ⑧ **第三者評価（施策3関連）**
 - ・保護者や区民に信頼される学校づくりを推進するため、客観的立場で学校活動や学校評価システムの機能状況等を評価する第三者評価を試行していく。
- ⑨ **エコスクールの推進（施策4関連）**
 - ・学校施設の改築・改修にあたっては、学校運営や児童・生徒の負担に十分配慮し、計画的に工事を進めるとともに、太陽光、風力などの自然エネルギーの利用や、芝生化や壁面緑化などの緑化を取り入れるとともに、省エネルギー型設備を導入するなど、積極的にエコスクールを推進する。
- ⑩ **認定こども園の整備（施策5関連）**
 - ・認定こども園の整備について、明正小学校・幼稚園の具体的な改築計画の策定の中で慎重に検討を進めていく。また、預かり保育については、その実施状況を検証し、今後の方向性を検討する。

施策評価表

【2008施策：生涯学習・スポーツ】

所管部	区民部、教育委員会事務局	所管課	文化・生涯学習課、スポーツ課、図書文化財課
------------	--------------	------------	-----------------------

1. 施策の体系および内容

施策1	生涯を通じた学習活動の推進 区民カレッジの運営（多様化・高度化する区民の学習ニーズへの対応、民間の生涯学習機関との連携等）、生涯学習活動の拠点整備、生涯学習に関する情報の発信、社会教育関係団体への活動支援および技能・文化等の子どもたちへの伝承
施策2	生涯スポーツの推進 すべての人がスポーツができる場の確保・充実（スポーツ施設の機能拡大） スポーツに出会えるしくみの充実（区民スポーツの日の実施、指導者の育成や派遣など）
施策3	図書館サービスの推進 教養や職務能力を向上させるための生涯学習や情報収集の場として、区民がいつでも利用できる図書館サービスの展開 子どもの読書活動の推進

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
中央区民カレッジ	中央区民カレッジの実施	カレッジ生550名	—	—
文化・生涯学習拠点の整備	文化・生涯学習拠点の整備	文化・生涯学習拠点の検討	—	—
図書館の整備	図書館の整備	—	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1	生涯を通じた学習活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・中央区民カレッジ 平成18年度より開設した中央区民カレッジは、はじめて3学年そろったことに伴い、講座数を拡充した。 平成20年度 講座 68講座 延参加者 2,579名（対前年度 6講座増 延参加者106名増） ・社会教育関係団体【登録団体数 600団体（平成21年3月末現在）】 社会教育関係団体については、講師の派遣、社会教育会館の減額使用等の支援および活動機会を増やすための社会教育会館の指定管理者制度導入による開館日数・時間の拡大延長等の準備を進めた。 ・文化のリレー 社会教育会館および子どもの居場所「プレディ」（明石、京橋築地、月一、月三）で実施 9講座 延べ27回実施 548人参加 ※内プレディ実施分 5講座延べ15回、381人参加
施策2	生涯スポーツの推進 <ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツができる場の確保・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・区内在住65歳以上の高齢者を対象に、平成20年4月から区立スポーツ等施設の個人利用料金を無料とした。 ・総合スポーツセンターおよび月島スポーツプラザ（プール）の利用開始時間を午前7時からとし、早朝利用（午前7時～9時）の使用料を1時間単位の料金設定とした。 ・スポーツ開放の実施 有馬小学校ほか9会場、日本橋小学校温水プール ・月島第三小学校温水プールの団体開放を平成20年4月1日から実施（利用団体 6団体 6,653人） ・晴海地区での運動場確保のため、引き続き東京都へ要請を行った。また、他区の多目的運動場を視察した。 (2) スポーツに出会えるしくみの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・第20回区民スポーツの日の実施 参加者マラソン大会887人、スポーツイベント11,000人（過去最高） ・地域団体の要請に基づくスポーツ指導者派遣の実施 10団体 228人の指導者を派遣 ・スポーツお届け便の実施（キンボール） 9件 43人の指導者を派遣 ・総合型地域スポーツクラブの設立に向けて、新たに体育指導委員との勉強会を実施した。

施策3 図書館サービスの推進

情報発信型図書館（バーチャルライブラリ）への取り組みとして、図書館システムの更新にあわせ図書館ホームページをリニューアルし、所蔵する中央区がテーマとなっている錦絵、写真のデジタル化地域資料やアーカイブ化した「児童図書案内」等図書館刊行物の公開、障害者向け音訳図書のネット配信を平成21年1月4日から開始した。また、子どもの読書活動を推進するため、児童基本図書を整備するとともに、子どもホームページを開設した。

4. 施策の体系別評価

施策1 生涯を通じた学習活動の推進

- ・区民カレッジにおいて、区民の幅広い年齢層のニーズに対応するため、区内の民間生涯学習機関等との連携により講座を拡充した。
- ・学習の成果を地域に生かすことを主な目的とした生涯学習サポーター養成コースにおいて、新たに「郷土天文館サポーター」が誕生した。
- ・区民カレッジ生として3年間継続したことで体系的な学習ができた。修了卒業生は全体で50.7%であり、シニアコース生71.4%、生涯学習養成コース生66.7%と目的意識の高さがうかがえる。まなびのコース生の修了率は必修講座がないこともあり、23.3%と最も低かった。

施策2 生涯スポーツの推進

(1) スポーツができる場の確保・充実

- ・早朝利用は多くの利用者があり、ニーズの多様化に合った取り組みができた。また、高齢者の早朝利用が多く、特に両プールの早朝利用に占める割合は25%を超えており、健康づくりに活用されている。
- ・個人開放については「仲間が増えた」「運動不足解消」「定期的に運動することは良い」との評価を受けている。一方、会場による参加者数のばらつきや固定化がみられ、新しい参加者の開拓が求められている。
- ・月三小プールは「個人利用者がいないので思う存分泳げる」との評価を得ている。

(2) スポーツに出会えるしくみの充実

- ・区民スポーツの日は20回目の実施であり、スポーツイベントに過去最高の参加者を集めるなど区民に定着した事業となっている。
- ・総合型地域スポーツクラブの理念や目的を、勉強会を通してスポーツ課と体育指導委員とが共有した。

施策3 図書館サービスの推進

ホームページのリニューアルにより、いずれも1カ月平均でホームページへのアクセス数が40,400件から137,500件（3.4倍）、地域資料の利用申請点数が55点から84点（52.7%の増）、ホームページ経由の予約件数が20,688件から24,983件（20.8%の増）、貸出者数は、41,864人から47,112人（12.5%の増）、このうち18歳以下の子どもの貸出者数が3,048人から3,586人（17.7%の増）になるなど利用数が増加しており、図書館サービスの向上につながった。中でも子どもの貸出者の増加率が全体より5.2ポイント高いのは、子どもホームページの新設に加えて児童基本図書の整備の効果が現れたものと考えられる。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

施策1 生涯を通じた学習活動の推進

- ・団塊の世代が退職期を迎え、30・40代の若い年齢層の定住人口が増加していることから、これらの多様化しているニーズに応じた講座の拡充などが必要となっている。
- ・まなびのコース生の修了単位に対する認識が低く、修了率を高めていく工夫が必要である。
- ・社会教育関係登録団体のメンバーの高齢化や減少などを踏まえ、各団体の活性化を図っていく必要がある。
- ・区民の生涯学習活動の拡充に向けた環境基盤を構築するため、活動推進拠点の整備を図っていく必要がある。

施策2 生涯スポーツの推進

（1）スポーツができる場の確保・充実

- ・高齢者が健康で自立した生活を続けるため、継続的に運動できるしくみづくりがより一層求められている。
- ・運動施設の整備については、人口増により運動施設の需要が高まっているため、ニーズの多様化や子どもの健全育成の観点などを踏まえ、既存施設の活用や新たな施設の確保につき、多角的に検討する必要がある。
- ・既存の運動施設については、特にテニスコートの利用希望が増えているため、利用枠の拡大などを検討していく必要がある。

（2）スポーツに出会えるしくみの充実

- ・増加傾向にあるマラソン大会への参加希望者への対応について検討する必要がある。
- ・総合型地域スポーツクラブの設立に向け、場所の確保や地域の理解を得る方法など検討を進める必要がある。

施策3 図書館サービスの推進

- ・情報発信型図書館（バーチャルライブラリ）への取組は開始したばかりであり、今後、より一層の利用の促進と原資料の活用・保存を図る必要がある。
- ・図書館利用の増加により、貸出返却業務の効率化や資料管理の確実性の向上と同時にIT化に対応した情報提供やビジネス支援サービスの提供等多様な利用者のニーズに応えられる施設の整備が必要である。

6. 今後の方向性

施策1 生涯を通じた学習活動の推進

- ・多様化するニーズへ対応するため、区民カレッジの充実や社会教育関係団体への活動支援を行い、生涯学習活動を推進していく。
- ・まなびのコースではアンケートから修了単位に対する認識が低いことが見受けられ、区民カレッジ制度の周知に努めるとともに、民間の生涯学習機関等との連携により従来開催されなかった時間帯や曜日を設定し、より受講しやすい講座を提供していく。
- ・生涯学習サポーター養成コースでは、生涯学習コーディネーター受講生が実習を終えた平成22年度より区民カレッジの講座を企画し、区民との協働を推進していく。
- ・社会教育関係登録団体への活動支援として、ホームページやサークルガイドブックによる団体の情報発信や、日頃の学習の成果を地域に生かす仕組みづくりを行っていく。文化のリレーやプレディでボランティアとして協力意思のある社会教育関係登録団体を把握し、その参加を促進していく。
- ・生涯学習活動を一層推進するため、関係機関との連携を図るとともに、区民の学習や活動の拠点づくりを進めていく。

施策2 生涯スポーツの推進

(1) スポーツができる場の確保・充実

- ・平成21年度から開催している総合スポーツセンターにおける高齢者向けトレーニング教室への参加を推進する。また、気軽にスポーツを楽しみたい高齢者にニュースポーツなどの講習会等の情報が届くよう積極的にPRをしていく。
- ・晴海運動場については、東京都の動向を注視しながら、迅速に対応できるよう検討を進める。また、テニス場については、豊海テニス場の利用実態を把握するとともに、近隣住民の理解を得たうえで、区民優先日を増やすなど利用枠の拡大について工夫する。
- ・子どもたちのスポーツ活動の場の確保を図るため、公園施設の有効な利用方法を再検討するとともに、公園整備にあわせ、新たに子どもがスポーツを楽しめるグラウンド整備の検討をする。
- ・月三小プールについては、月島スポーツプラザの温水プールの個人利用者数に今のところ大きな変化は見られないためその推移を今後も見守りつつ、団体利用を継続していく。

(2) スポーツに出会えるしくみの充実

- ・マラソン大会はコース変更に対する制約や安全対策上からも定員の見直しは困難であるが、当選者と当日参加者の乖離への対応などについて検討する。
- ・「総合型地域スポーツクラブ」の設立に向けて、地域の理解を得るための方策など具体的な内容の検討を進める。

施策3 図書館サービスの推進

- ・引き続き錦絵、写真といった貴重な地域資料をデジタル化し、順次公開するとともに web ギャラリーなどの開催を通して中央区の歴史・文化への関心を高める。
- ・ICタグシステム導入による貸出返却業務の効率化を図るなど誰にでも利用しやすく、高度情報化にも対応した新たな図書館システムを構築するとともに、京橋図書館の移転整備を推進する。

施策評価表

【2008施策：コミュニティ】

所管部	区民部	所管課	地域振興課、文化・生涯学習課、スポーツ課、商工観光課
-----	-----	-----	----------------------------

1. 施策の体系および内容

施策1	コミュニティ活動の支援 既存のコミュニティ施設など活動の場の充実、町会・自治会のネットワークづくりへの支援、社会貢献活動団体などのコミュニティ活動を進める多様な団体への支援
施策2	ふれあいと交流の機会づくり 人々のふれあい・交流、住民相互の融和、コミュニティ意識の醸成に有効な各種イベントの開催、地域におけるイベントへの支援、地域活動への参加を求める者への情報提供
施策3	新たなつながりの構築 協働の仕組みの整備、社会貢献活動を行う人材の育成、社会貢献活動団体への側面的支援

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
町会・自治会ネットワークづくり	・コミュニティサイトの開設 ・町会・自治会ホームページの作成および運営支援	町会・自治会ネット構築完了	—	—
区民館の改築	2館	—	—	—
大江戸まつり盆おどりの開催	年1回開催	年1回開催	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1	コミュニティ活動の支援 ① 明石町区民館の改修 区民館を誰もが気軽に利用できる施設とするために、喫煙スペースの設置やバリアフリーをはじめとする大規模改修の設計を行った。 ② 町会・自治会ネット 無料かつ簡易な操作で各町会・自治会ごとのホームページを作成できる町会・自治会ネットを構築した。
施策2	ふれあいと交流の機会づくり ① 大江戸まつり盆おどりの開催 江戸のまちにゆかりの深い盆踊りを中心とした大江戸まつり盆おどりを、区内各団体の参加と協力を得て実施した。 開催日 8月22日（金）・23日（土） 会場 浜町公園 来場者数 65,000人 ② 地域手づくりイベント推進助成・地域の盆おどりに対する助成 地域の活性化と発展を図るため、町会・自治会等が行う手づくりイベントや盆おどり大会に対し、経費の一部を助成した。 イベント助成 163件 盆おどり助成 46件
施策3	新たなつながりの構築 ① 中央区協働推進会議 学識経験者、地域活動団体代表者等で構成する「中央区協働推進会議」を計5回開催し、協働の推進に向けた具体的な方策を検討した。 ② NPO・ボランティア団体交流サロン 平成20年度末現在の利用登録団体数は59団体。団体利用状況は、利用述べ団体数が560団体となり、開設当初（平成16年2月）と比較すると約6倍に伸びている。

4. 施策の体系別評価

施策1 コミュニティ活動の支援

地域のコミュニティ施設である区民館については、身障者対応トイレなどのバリアフリー化や喫煙所の設置、老朽化施設の大規模改修などを行い、施設の環境改善を行ってきたところである。今後も地域のコミュニティ活動の拠点として町会・自治会をはじめ、誰もが気軽に利用できる施設とするため、施設整備を継続していく必要がある。また、町会・自治会を運営するうえでの課題として半数以上の町会・自治会関係者が、「町会活動に対する関心の低下」をあげている（平成20年1月町会・自治会に関するアンケートによる）。そのため、町会・自治会の情報や魅力を発信できる町会・自治会ネットを積極的に活用していく必要がある。

施策2 ふれあいと交流の機会づくり

大江戸まつりや地域におけるイベント、盆おどりについては、年々参加者も増加傾向にあり、地域行事として定着している。町会・自治会関係者の約40%が、これらのイベントへの参加呼びかけを未加入者の加入促進として利用している（前述アンケートによる）ことから、人々のふれあい・交流や住民相互の融和、コミュニティ意識の醸成を行うために、引き続き各種イベントや地域活動を継続的に開催・助成する必要がある。

施策3 新たなつながりの構築

「中央区協働推進会議」において、協働の推進に向けた具体的な方策（中間支援のあり方、協働の仕組みづくり、選定・評価方法、協働のための人材育成方法）について検討し、中間報告に向けた概要をとりまとめた。また、NPO・ボランティア団体交流サロンは、NPOやボランティア団体等相互の情報交換の場として一定の機能を果たしているが、団体間のコーディネーターや日常的な相談体制等の中間支援機能が十分に備わっていない。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

① 町会・自治会ネットの周知

手軽に情報を得る手段として町会・自治会ネットは便利であるが、町会・自治会ネットに対する理解不足や苦手意識などもあり、参加希望団体は25%程度にとどまっている。地域住民に活用され親しまれるホームページとするためには、より多くの団体の参加と頻繁な情報更新が求められる。

② 協働を進めるための環境整備

協働を進めるための指針を定めたものの、推進体制や社会貢献活動団体の参画の機会は十分とはいえない。そのため、地域課題を区民とともに解決していく協働の仕組みづくりや、団体コーディネーター及び専門相談など社会貢献活動団体を一元的に支援する中間支援拠点の整備等、協働を推進するための具体的取組が求められている。

6. 今後の方向性

① 町会・自治会ネットの充実

各町会・自治会への説明会や操作講習会の開催により参加を促し、町会・自治会ネット利用団体の増加を図る。また、地域住民が手軽に情報を得られ、町会・自治会未加入者等の理解促進や加入へのきっかけづくりとなるよう情報の集積・内容の充実を図る。

② 地域イベント・盆おどりによるまちの活性化

地域のイベントや盆おどりを通じて、新たな住民も含めた多くの区民が地域にふれあい、交流するきっかけづくりとなるよう、引き続き支援を行っていく。

③ 社会貢献活動団体との協働の推進

中央区協働推進会議の最終報告をもとに、協働の仕組みづくり、中間支援拠点の設置、協働のための人材育成を迅速に実施し、地域活動への主体的な区民参画の促進を図ることにより、地域力の向上を図っていく。

施策評価表

【2008施策：文化振興】

所管部	区民部、教育委員会事務局	所管課	文化・生涯学習課、図書文化財課
-----	--------------	-----	-----------------

1. 施策の体系および内容

施策1	区民の文化活動の振興 区民が文化活動に参加する機会の充実、本区の文化を区内外に発信、文化講座の充実や国内外の他都市との交流を通じた文化活動の活性化
施策2	文化的環境づくりの推進 幅広い世代に伝統ある文化を継承し、新たな文化を創造するための環境づくりの推進
施策3	図書館サービスの推進
施策4	歴史的・文化的遺産の保存・活用 歴史的・文化的遺産を次代に伝承するための研究および調査を進め、区民文化財の登録・公開を推進するとともに、文化財調査書の発行や文化財の展示、文化財めぐりなどの各種行事を通じて、文化財に対する区民の理解を深めるための施策を行う。

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
中央区まるごとミュージアム	文化特性を生かしたイベント等の推進	まるごとミュージアムの開催	—	—
	文化振興のプロデュースチームの設置・運営	文化振興のプロデュースチームの設置・運営	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1	区民の文化活動の振興 <p>本年を「文化飛躍元年」と位置づけ、区民等がパンフレット等を手に無料のバスや船で回遊しながら、本区のさまざまな文化的な魅力を楽しみ享受できる文化イベントとして文化・国際交流振興協会と共催で中央区まるごとミュージアムを開催した。（平成20年11月2日開催：主なイベントの参加者延べ67,000人）</p> <p>本区の歴史・文化に関わる講座を区民カレッジ等で実施した。</p> <p>区民主体の文化活動として区民文化祭（参加者延べ4,567人）、サークル発表会（出演者延べ1,420人）、街並み絵画展（出展者63人、出展83点）を開催した。</p>
施策2	文化的環境づくりの推進 <p>中央区文化振興懇談会から提言を受けた中央区文化振興プラン（平成20年3月）に基づき、区民（企業、NPO等を含む）の自主的な文化活動の推進に向けた基盤整備を図るため、文化の専門家等からなるプロデュースチームを設置した。</p> <p>文化振興を財政面から支える文化振興基金を設置した。（平成21年3月末現在：1,300万円）</p>
施策4	歴史的・文化的遺産の保存・活用 <p>中央区民文化財については、指定文化財として「明治屋京橋ビル」、登録文化財として「明治屋京橋ビル」及び「日本橋三越本店のパイプオルガン」の2件を新たに指定・登録し、平成21年4月1日現在の中央区民文化財は、指定1件・登録86件となった。</p> <p>さらに、郷土天文館の常設展示において中央区の歴史と文化について紹介するとともに、特別展として、「長谷川時雨 その華麗なる生涯と業績」展及び「甦る文明開化～日本橋・銀座・築地」展等を開催した。</p> <p>加えて、収蔵資料のデータベース構築を目的に、歴史・民俗資料40,205点の調査・整理を実施した。</p>

4. 施策の体系別評価

施策1 区民の文化活動の振興

中央区まるごとミュージアムの開催により、本区の豊かな文化にふれ、さまざまな文化的魅力を体験することができ、区民をはじめとする多くの参加者から好評を得た。

また、区民文化祭、サークル発表会、街並み絵画展等を開催し、区民等が文化活動に参加する機会を提供し、区民等の文化活動を支援した。

施策2 文化的環境づくりの推進

文化振興プロデュースチームを設置して、具体的な文化事業の企画・立案を行う体制を整備し、さまざまな文化振興につながる可能性のある取組に向けて検討を行った。

施策4 歴史的・文化的遺産の保存・活用

文化財保護思想の普及について、郷土天文館職員の解説とともに区内に所在する文化財等をめぐり、まち歩き「文化財めぐり」で、定員を超える応募者があり好評であった。また、郷土天文館利用についても、特別展等の企画内容の充実を図っており、特別展の来館者数では、前年度12,550人から13,362人に増加するなど、文化財保護思想の普及が、着実に実を結びつつあると言える。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・中央区まるごとミュージアムを、単に一日だけのイベントで終わらせるのではなく、中央区のさまざまな文化的魅力を発見、再認識できる機会となるように活性化していくことが求められている。また、運営面においては、バスの運行の適正化などに努め、一層の充実を図る必要がある。
- ・文化振興プロデュースチームの活動や文化振興基金の有効活用の検討等を通じて、中央区の文化振興を一層進めるための具体的な取組を生み出していくことが必要である。
- ・郷土天文館利用では、区民が魅力を感じるような展示会等を随時企画し、文化財保護思想をより普及させていく必要がある。

6. 今後の方向性

- ・中央区まるごとミュージアムの取組における実績等を踏まえ、効果的効率的な運営を行いながら、今後、中央区の文化の創造や発信につながる文化事業や人材等の発掘・育成を図り、文化のネットワークづくりを推進していく。
- ・文化振興プロデュースチームによる文化事業や人材等の発掘・育成についての検討を進めていくとともに文化振興基金の効果的な活用により区の文化振興を進めていく。また、区民等の文化活動を一層支援していくために文化・生涯学習拠点の整備も図っていく。
- ・区内にある文化的価値のある物件等について、調査を進め区民文化財として登録・公開をさらに推進していくことで、歴史的・文化的遺産の活用をさらに推進していく。文化財保護思想の普及について、郷土天文館で収蔵する歴史・民俗及び考古史料に関する調査・整理するとともに、データベース化を進めることで、資料の適切な管理体制の整備と広く区民等に向けた活用の拡大を図っていく。また、施設展示や行事等の内容を必要に応じて見直し、魅力的な行事企画を行うことで、利用者の拡大を目指す。

施策評価表

【2008施策：国際・地域間交流】

所管部	区民部	所管課	文化・生涯学習課
-----	-----	-----	----------

1. 施策の体系および内容

施策1 区民の国際交流の推進

海外都市との交流の促進、中央区文化・国際交流振興協会による国際交流事業の推進、効果的な市民間交流の促進、中学生の海外体験学習等、国際交流事業を展開する団体への支援、増加する外国人居住者のニーズを把握するための調査、外国人への相談体制等の検討

施策2 区民の地域間交流の推進

区が主体となって行っているイベントなどを通じた交流等の充実、NPOとの協働等を含む市民間交流の充実、災害時の相互支援協力や地球温暖化対策事業としての取組みなど、さまざまな形での地域間の交流の推進

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
外国人が暮らしやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・意識調査の実施 ・実施方針の策定 ・外国人が暮らしやすいまちづくりの推進 	意識調査の実施 実施方針の検討	—	—

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 区民の国際交流の推進

- ・在住外国人意識調査を行い、アンケート結果をもとに外国人が暮らしやすいまちづくりの推進のための実施方針の策定に向けて検討した。
- ・中央区文化・国際交流振興協会では、在住・在勤の外国人と日本人がお互いの文化に触れ、交流を推進するために「国際交流のつどい」を1回、「国際交流サロン」を11回開催した。「国際交流のつどい」では、「防災コーナー」を設け、外国人に対する防災意識の高揚と防災語学ボランティアの活用を図った。また、「日本語指導・交流会」では、水曜教室・木曜教室・土曜教室の3教室開催し、在住・在勤外国人の日本語指導と交流会を行うとともに、ボランティアの日本語指導者の養成とレベルアップのための講座を実施した。さらに、「国際交流推進事業助成」により、区民が主体となって行う国際交流事業の後援と経費の一部を助成した。
- ・姉妹都市サザランド市と本区の中学生が相互訪問交流する「中学生海外体験学習」と「海外中学生の受入（ホームステイ）」を行った。

施策2 区民の地域間交流の推進

- ・市民間交流の推進
 - 「さくらんぼ受領式・交流会」「さくらんぼ祭」 平成20年6月27日・28日
 - 「大江戸まつり」 平成20年8月22日・23日 5市町村が参加
 - 「りんご受領式・交流会」 11月25日
 - 「児童交歓会」 東根市と中央区の小学生とその保護者が隔年で相互の区市を訪問し交流する。平成20年8月9日・10日に中央区で開催した。
 - 「中央区スポーツ少年団」 東根市、川俣町のスポーツ少年団と相互訪問し、交流試合や懇親会等を行っている。平成20年7月に東根市を訪問し、川俣町を中央区に迎え入れた。

4. 施策の体系別評価

施策1 区民の国際交流の推進

区内の人口の増加とともに、外国人登録者数も年々増加していることから、地域における多文化共生の促進や外国人に対する効果的な情報提供の必要性が高まっている。

そこで、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進するため、在住外国人の意識調査を行い、在住外国人のニーズを行政サービスに反映させていくための庁内検討会を行って、実施方針について検討を進めた。

中央区文化・国際交流振興協会では、「日本語指導・交流会」への受講希望者が増加しているため、ボランティアである日本語指導者の確保や指導力向上に取り組み、「日本語指導・交流会」の充実を図った。また、「国際交流のつどい」や「国際交流サロン」も年々外国人参加者が増加している。

施策2 区民の地域間交流の推進

現在の地域間交流は、スポーツ少年団の交流など民間レベルの交流も行われているが、自治体が主体となって取り組む交流事業が中心となっている。

他都市が参加する区の交流事業は、区民にも好評で友好都市等への関心を持つきっかけになっており、一定の成果をあげている。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

- ・意識調査の結果、安全・安心や生活に密着した情報の他、地域との交流の場（イベント・まつり）等の情報の希望が多くあり、多言語等による情報提供や表示、地域との交流による多文化共生の推進など、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進するための実施方針を策定するとともに、方針の具体化を進めていくことが必要である。
- ・地域間交流では、区民の自主的な交流がさらに拡大するような有効な支援について検討していく必要がある。

6. 今後の方向性

- ・外国人が暮らしやすいまちづくりを推進するために実施方針を策定し、在住外国人のニーズに合った情報の提供や行政サービスの充実を図っていくとともに、中央区文化・国際交流振興協会への支援や体制強化と在住外国人への周知を図っていく。
- ・災害時の相互支援協力や地球温暖化対策事業としての「中央区の森」事業など、防災面、環境面等のさまざまな形で地域間交流を進め、民間の自主的な取組の推進を支援していく。

施策評価表

【2008施策：平和】

所管部	区民部	所管課	地域振興課
-----	-----	-----	-------

1. 施策の体系および内容

施策1 平和意識の普及・啓発

「中央区平和都市宣言」の趣旨を踏まえ、区民が平和の大切さ、尊さを再認識する機会として、平和事業を継続的に実施するなど、平和意識の普及・啓発に努める。

施策2 国際交流の推進

(「国際・地域間交流」に別掲)

2. 計画事業の状況（平成20年度）

計画事業名	事業目標	事業実施状況		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
「平和の都市の楽しい集い」の開催	年1回開催	年1回開催	—	—
中央区平和展の開催（隔年）	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区平和展の開催（隔年） ・中央区立小・中学校巡回平和展の開催（隔年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区平和展の開催 ・中央区立小・中学校巡回平和展の開催 	—	

3. 施策達成に向けた取組み（平成20年度）

施策1 平和意識の普及・啓発

①「平和の都市の楽しい集い」の開催

来場者に対し音楽をきっかけに平和の大切さを訴えるため、中央区平和都市宣言の3月15日にコンサートを実施した。入場料(②,000×900人)については、平和基金に積み立てを行った。

実施場所 銀座ブロッサム（中央会館）ホール

内 容 クラシックコンサート「春を告げるウインナワルツの夕べ」

来場者数 850人

②平和展の開催

戦災写真や資料の展示により、区民に平和の大切さ、尊さを訴え、平和を見つめ直すきっかけづくりとして平和展を開催した。また、次代を担う児童・生徒が戦争の悲惨さ、平和の大切さを考えるきっかけとなるよう、区立小中学校校舎内にて小・中学校巡回平和展を実施した。

・平和展

開催期間 平成21年2月27日（金）～3月13日（金）の開庁日

開催場所 区役所ロビー・日本橋区民センター・月島区民センター

来場者数 20,000人

・中央区立小・中学校巡回平和展

対象校 区立小学校 16校・区立中学校 4校 計20校

開催期間 平成20年10月2日（木）～平成21年1月21日（水） 1校あたり2週間の展示

4. 施策の体系別評価

施策1 平和意識の普及・啓発

本区の平和都市宣言の認知度は、「平和の都市の楽しい集い」の来場者に対するアンケートでは「以前から知っていた」人が平成18年度60.5%、平成19年度56.5%、平成20年度55.3%と半数を超え、年度におけるバラツキの無い安定的な認知度である。

平和展においては、前回（平成18年度）より来場者数が増加傾向にあり、来場者へのアンケートでは、「若い世代は平和展を見る機会が必要」等平和について考える機会の提供として評価されている。

また、新たに実施した小・中学校巡回平和展においても、「戦争の恐ろしさや中央区の宣言の優しさが身にしみた」等の意見が寄せられ、平和の大切さを次世代に語り継ぐことの重要性が評価されている。今後はバーチャルミュージアム（ホームページ）の周知度を高めるなど、一層の平和意識の普及・啓発に努める。

5. 施策の課題（評価結果を受けた課題整理）

区民一人ひとりが戦争の悲惨さや平和の大切さ、尊さを認識することが重要であるが、区民の平和意識の普及度を知る指標のひとつである本区の平和都市宣言の認知度は、経年でみると横ばいである。同宣言の認知度をさらに高め、その趣旨を普及させることが課題である。

6. 今後の方向性

中央区平和都市宣言の趣旨を普及させるため、引き続き平和都市宣言の3月15日に「平和の都市の楽しい集い」としてコンサートを開催し、一人ひとりが平和の大切さ・尊さを再認識する機会を設けていくとともに、平和への理解を一層深め、特に戦争体験がない世代に、平和について考える機会が得られるよう平和展や小・中学校巡回平和展を実施する。さらに、常設の平和展ともいえるバーチャルミュージアム（ホームページ）の周知度を高め、平和意識の一層の普及・啓発に努める。

また、戦後60年以上が経過し戦災体験者が減少していく中で、その体験を次世代へと語り継ぐことが困難になってきていることから、平成21年度に戦災体験者の体験談を映像に記録し、次世代へと伝えていくための資料を作成していく。